

第2期湖南省教育振興プラン

令和2年4月
湖南省教育委員会

湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流れに沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

一、美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくりまします。

一、たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくりまします。

一、子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくりまします。

一、ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくりまします。

一、社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくりまします。



(平成17年11月20日制定)

湖南省市歌『のびゆく湖南省』

原作詞 井上 久雄
補作詞 野呂 昶 平賀 胤壽 皆越美紀子
作・編曲 岩井 直溥

1 水清らかな 野洲川の

瀬音やさしく うたっている
鳴くウグイスの 声さやか
歴史と文化の 咲きにおう
われらの湖南省 きらめくまち



2 四季鮮(あざ)やかな 山すその

田園ゆたかに 稔(みの)っている
うつくし松の 風涼し
湖南三山 仰(あお)ぎ見る
われらの湖南省 希望のまち



3 ひかり波打つ 海道(かいどう)の

先端ひらき 目ざましい
サツキの花の 色ゆたか
文化と産業 調和する
われらの湖南省 のびゆくまち



(平成21年10月4日制定)

はじめに

平成27年8月に策定した、本市の教育の進むべき方向や理念を示した教育大綱と、教育大綱に基づいた具体的な施策や事業を示した教育振興基本計画で構成する「湖南省教育振興プラン」が令和元年度で終了することを受け、国および県の第3期教育振興基本計画を参酌しながら、教育大綱および教育振興基本計画を見直し、新たに令和2年度から6年度までの「第2期湖南省教育振興プラン」を策定いたしました。

今回の計画は、前期大綱の基本理念「～学校・家庭・地域が連携し、それぞれが責任を持つ教育の創造～子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を切り拓く『生きる力』の育成」を継承しています。人生100年時代の到来を見据え、次代の社会を支える子どもたちには、目の前にある課題から逃げることなく、周りの仲間と力を合わせて困難を乗り越えていくことのできる人間として、その発達段階に応じて「何とかしようとする態度」と「何とかできる力」を身にまとえるようにしていくことが求められます。さらに変化の激しい時代を生き抜くために、予測不可能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていかなければならず、そのためには、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、将来を作り出す力が重要となります。

そのためには、家庭や地域、学校が連携し、湖南省の未来を担う子どもたちの自身の育つ力を信じ、夢と志を育てながら自ら未来を切り拓く「生きる力」を育む環境と、地域の自然・文化・伝統行事などを次世代に伝承、発展させるため、地域との協働を基軸とした教育の推進に努めてまいります。



令和2年4月

湖南省長 谷畑英吾

「人生 100 年時代を豊かに生きる教育」の充実を図ります

「楽しくて力のつく湖南省教育」の三本柱は、以下の三つです。

- 1) 学力向上プロジェクトによる、学力保障
- 2) こころの教育の充実による、仲間づくり
- 3) 地域との協働による、ふるさと意識の醸成

この三つの取組により、子どもたちに人生100年時代を豊かに生きるための原動力である「生きる力の根っこ = 自尊感情」を育てます。

「地域との協働」のために、「すべての学校がコミュニティ・スクールへ」を方針としています。コミュニティ・スクールになることは、「目標」ではなく、子どもたちに自尊感情を醸成するための「手段」です。

スクール・コミュニティ。つまり、「学校と協働して子どもを育てる地域」が、子ども育ての土台です。湖南省教育は、「学校・家庭・地域の総合力」を子ども育ての基本としています。地域の皆さま方のお力添えを、どうぞよろしくお願い申し上げます。



教育長 谷口 茂雄

楽しくて力のつく湖南省教育 構造図



前回と同じように、今回の「第2期湖南省教育振興プラン」においても、「子どもたちの〈自尊感情〉を育て、〈生きる力の根っこ〉を太くする」こと、このことが教育の重要課題（理念）として掲げられています。この理念を実現するために、家庭、学校、地域（共同体）の協力による子どもたちの「学力」と「体力」の向上、友情、尊敬感情、共同体意識の育成がさまざまなかたちで試みられています。このとき大切になるのは、個々の子どもたちが失敗を重ねながらも自分で生きる意味を見出し、将来を切り拓いてゆくのを助け、見守るという意味での「下からの教育」です。現場（学校や地域や家庭）のそれぞれの人々が自由な発想で実践する教育を尊重することが大切になるわけです。このような教育を進めるうえで欠かせないのは、個々の「大人」自身の自己批判能力と自己形成能力の再考、それを通しての「学校」、「家庭」、「地域」の相互理解と忌憚のない議論の場を開いてゆく努力でしょう。

私たちは子どもたちの「自尊感情」を損ねてはいないか、「生きる力の根っこ」を細くしたり、引き抜こうとしたりしているのではないか、このことを反省しながら、現在私たちが抱えている教育問題を一つずつ理解し解決してゆく、これが私たち「大人」の課題になっていると言えるでしょう。

教育長職務代理者 岩 城 見 一



現代社会はとても早いスピードで変化しており、当然ながらその影響は子どもたちを取り巻く環境にも及んでいます。とりわけICTの発展は目覚ましいものがあり、将来的にさらなる進化が見込まれ、今後多くの分野で活用されることが期待されます。それに伴い、大人にも子どもにも情報を取り扱う能力が必要とされる時代になっています。

そのような時代においても、教育の基本は、未来を担う子どもたちの健やかな身体と心を育むことであり、様々な観点からそれを実現するためにこのたび教育振興プランが策定されました。このプランにも挙げられていますとおり、多様な方向からの周囲の関わり方によって、子どもは驚くほど成長し、力を発揮します。ひとりひとりが無限の可能性を持っている子どもたちのために、学校と家庭、そして地域が連携した環境をつくり、子どもと関わっていくことはとても重要です。

今後さらに各方面で交流を行い、連携を深め、より多くの方に関わっていただき、未来に向けて共に歩いていきましょう。

教育委員 森 本 ゆかり



現在私たちをとりまく社会は過去の経験が通用しない、変化の激しい社会となっています。そのような社会に対応するためには、自らが課題に気付く洞察力や、自らが考え、正解のない答えを不断に求める決断力や継続力が求められます。

また学校を取り巻く環境も大きく変化しています。昨今先生の働き方改革が叫ばれていますが、現状はまだまだ緒に就いたばかりです。先生にしかできないことに専念できる環境を整備して、こどもたちと向き合う時間を確保することが、湖南省の子どもたちの健やかな成長に欠かせません。

そして学校で学ぶ子どもたちだけでなく、社会で生きるおとなたちにも変化の激しい社会に対応する力が求められます。地域社会の課題解決には、行政に頼るだけではなく、そこで生活する住民が主体となって解決しなければなりません。おとなたちも学校以外で学びたいときに学べる場所の充実が求められます。

この度策定された湖南省教育振興プランが、住民主体の自律的な社会実現の基盤となることを願っています。

教育委員 伊藤 真 昭



人生100年時代を生き抜く力をつけるためには、一人ひとりの子どもを中心として就学前から高校卒業までを、学校、園、家庭、地域が連携した取り組みが必要です。そして、子どもたちの自尊感情を育むためには、学力向上プロジェクトによる保障、心の教育による仲間づくり、地域との協働によるコミュニティ・スクールがとても大切になってくるのではないのでしょうか。

また、数字だけで子どもの学力を図るのではなくテストの点数によって数値化出来ない非認知能力を個々の特性として見極め、助言し、見守り育てる教育が大切だと思います。

子どもたちが湖南省に生まれてよかった、湖南省に住んでよかった、湖南省の住民でよかった、湖南省は素晴らしい町だと思いつけていただけるように、このプランの運用に取り組んでいきたいと思っています。

教育委員 古川 美智子



目 次

第 1 章 計画（プラン）の策定にあたって	1
1 計画（プラン）策定の背景.....	1
2 計画（プラン）策定の趣旨.....	2
3 計画（プラン）の位置付け.....	3
4 計画（プラン）の期間.....	4
5 計画（プラン）の策定体制.....	4
6 計画（プラン）の評価体制.....	4
第 2 章 湖南省の教育の状況	5
1 湖南省の概況.....	5
2 就学前教育の状況.....	6
3 学校教育の状況.....	7
4 特別支援教育の状況.....	8
5 外国人児童生徒の状況.....	9
6 不登校児童生徒の状況.....	10
7 指定文化財などの状況.....	11
8 スポーツ少年団の状況.....	12
9 社会教育施設利用者数の状況.....	13
10 社会体育施設利用者数の状況.....	14
11 公立図書館の状況.....	15
第 3 章 湖南省教育大綱	16
1 教育大綱の位置づけ.....	16
2 社会の変化と教育の使命.....	16
3 社会全体における教育課題.....	19
4 本市の重要課題.....	23
5 本市教育の目指す姿.....	27
6 本市教育の基本的方向.....	28

第4章 今後の施策の展開（第2期教育振興基本計画）…………… 34

基本的方向1 子どもたちに「自尊感情」を醸成する……………	34
政策1 変化の激しい時代を生き抜く力を育む……………	34
政策2 確かな学力を育む……………	39
政策3 豊かな心を育む……………	43
政策4 健やかな体を育む……………	48
政策5 一人ひとりが大切にされる教育・支援……………	52
政策6 就学前教育の充実……………	56
基本的方向2 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上に取り組む……………	58
政策7 学校・家庭・地域の連携と協力により教育力を高める……………	58
政策8 「学び」を身近に感じ、「学び」を实践できる環境をつくる……………	61
政策9 家庭の教育力を高める……………	68
政策10 青少年の健全育成を図る……………	70
基本的方向3 安全・安心で質の高い教育環境を整備する……………	73
政策11 信頼される学校を創る……………	73
政策12 教育環境の充実を図る……………	76
政策13 教職員の働き方改革を行い、教育の質的向上を図る……………	78

参考資料…………… 82

1 用語解説……………	82
2 策定の経過……………	91

1 計画（プラン）策定の背景

少子化の進行により、学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動が成立しにくくなることで、子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になりつつあります。また、子ども同士の切磋琢磨の機会が減り、保護者の過保護・過干渉を招きやすくなっています。さらに、高度情報化の進展を背景として、膨大な情報を容易に入手できる一方、情報活用能力や情報モラルの習得、有害情報などへの対応力が必要とされているとともに、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組みも広がっています。人々の価値観が多様化する中、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会の実現が重要課題となっています。

国においては、教育基本法を制定し、教育の目的を示すとともに、それを実現するための教育の目標を掲げています。

平成28年4月から、子ども・子育て支援制度が施行され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の普及促進が図られています。

平成27年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「学校図書館法」が改正され、平成28年4月には学校教育法が改正されました。また、平成29年2月には「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されました。

平成29年4月には、「教育公務員特例法」や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されるなど、教育体制の明確化や充実化が図られています。

さらに、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成するために、平成29年3月以降、幼稚園教育要領及び各学習指導要領が順次改訂・実施されています。

こうした中、平成30年6月には国の第3期教育振興基本計画が策定され、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組が整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための**学びのセーフティネット***を構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

2 計画（プラン）策定の趣旨

本市においても、湖南省総合計画との整合性を図りつつ、平成27年12月に「湖南省教育振興基本計画」を策定し、各種教育施策を進めてきました。

就学前教育*や子育てについては、「湖南省子ども・子育て支援事業計画」や保育・教育指針に基づき、施策を展開し取り組んできました。

本市では、こうした国の動向や方向性を参酌するとともに、これまでの本市の教育施策の成果と課題、さらに、複雑化・多様化している子どもを取り巻く課題に対応するため、家庭・地域住民はもとより、大学等の教育機関、ボランティアの方々、企業などの多様な主体が連携しながら、今後の本市がめざすべき教育目標を共有し、教育施策を推進していく必要があります。

このたび計画（プラン）期間が令和元年度に終了することから、令和2年度から令和6年度の5年間で計画（プラン）期間とした、『第2期湖南省教育振興プラン』を策定しました。

3 計画（プラン）の位置付け

本計画（プラン）は、本市の教育の基本理念や基本的な方向を示した「教育大綱」と、具体的に実施する施策を示した「教育振興基本計画」で構成しています。

① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「教育大綱」

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3で、地方公共団体が教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが明記されています。本市においても、これからの教育を進めるうえでの基本理念や基本的な方向などを定めた大綱としています。本計画（プラン）では、第3章が該当部分となります。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後）
（大綱の策定）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

② 教育基本法第17条第1項に基づく国の計画を参酌した「教育振興基本計画」

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、具体的には国が策定した同法第17条第1項に基づく第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）を参考としています。本計画（プラン）では、第4章が該当部分になります。

さらに、市の最上位計画である「湖南省総合計画」をはじめ、市の関連計画との整合を図っています。

【参照条文】教育基本法
（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 計画（プラン）の期間

前計画（プラン）は平成28年度から令和元年度までの4年間を計画期間として策定していました。

本計画（プラン）の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期湖南省教育振興プラン				

5 計画（プラン）の策定体制

（1）「総合教育会議」での審議

市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、連携して効果的な教育行政を推進していくための「総合教育会議」において、教育大綱の内容について審議しました。

（2）パブリックコメントの実施

内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、令和元年12月24日から令和2年1月23日にかけて、『湖南省教育振興基本計画』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

6 計画（プラン）の評価体制

計画（プラン）の期間中、計画内の施策について毎年度、教育事業評価として自ら実施状況や成果などを点検し、内部と外部による評価を実施します。

また、点検・評価^{*}の結果については、公表することで改善を図るとともに、本市の教育に関わるすべての方々へ説明責任の徹底を図ります。

1 湖南省の概況

湖南省は滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から 100km 圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にあります。南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望み、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れています。野洲川付近一帯に平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土地面積の5割強を占めています。

本地域は古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の 51 番目の石部宿が置かれ、街道を中心とした産業や文化が栄えました。

また、市内には「湖南三山」と称され、それぞれ国宝の建造物を有する長寿寺、常楽寺、善水寺のほか、由緒ある社寺が点在しているとともに、天然記念物平松のウツクシマツ自生地などの歴史文化・遺産も豊富です。

本市の人口の推移をみると、総人口は横ばいで推移しており、平成 31 年で 54,998 人となっています。また、年齢3区分別人口の推移を構成比でみると、年少人口（15 歳未満）の割合は減少しています。一方、老年人口（65 歳以上）の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいることが伺えます。

湖南省の人口（年齢別人口構成）の推移

項目	区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
人口	全体	54,817	54,843	54,789	54,778	54,998
	老年人口 (65 歳以上)	11,279	11,813	12,231	12,625	12,999
	生産年齢人口 (15~64 歳)	35,726	35,315	34,914	34,587	34,531
	年少人口 (15 歳未満)	7,812	7,715	7,644	7,566	7,468
構成比	老年人口 (65 歳以上)	20.6	21.5	22.3	23.0	23.6
	生産年齢人口 (15~64 歳)	65.2	64.4	63.7	63.1	62.8
	年少人口 (15 歳未満)	14.3	14.1	14.0	13.8	13.6

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

2 就学前教育の状況

市内には、私立1園を含む3つの幼稚園と、私立7園を含む15の保育園、認定こども園があり、幼稚園には242人、保育園、認定こども園には1,568人の園児が在園しています（令和元年5月1日現在）。現在新たに策定中の「湖南市子ども・子育て支援事業計画」において、公立保育園を認定こども園として整備する方針が示されています。

共に生きる幼児教育



また、民営化された園についても、順次整備を行い、認定こども園へと移行していく予定です。令和2年度から、公立幼稚園2園、公立保育園3園、公立認定こども園1園が民営化されます。

保育園と幼稚園の定員および設置数

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
保育園	か所数	12	10	10	9	9	
	定員数	1,280	990	1,010	870	880	
	入所者数	1,110	904	907	770	755	
	公立保育園	か所数	8	6	6	5	5
		定員数	1,040	750	770	630	630
		入所者数	919	690	688	546	540
	私立保育園	か所数	4	4	4	4	4
		定員数	240	240	240	240	250
		入所者数	191	214	219	222	215
幼稚園	か所数	6	5	3	3	3	
	定員数	1,140	1,000	520	410	410	
	入所者数	675	645	294	256	242	
	公立幼稚園	か所数	3	2	2	2	2
		定員数	420	280	280	170	170
		入所者数	188	152	134	116	115
	私立幼稚園	か所数	3	3	1	1	1
		定員数	720	720	240	240	240
		入所者数	487	493	160	140	127
認定こども園	か所数		2	4	5	6	
	定員数		350	744	874	949	
	入所者数		317	649	777	813	
	公立認定こども園	か所数		2	2	3	3
		定員数		350	370	510	510
		入所者数		317	335	456	357
	私立認定こども園	か所数			2	2	3
		定員数			374	364	439
		入所者数			314	321	385

資料：保育園は、各年4月1日現在、幼稚園は学校基本調査（各年5月1日現在）

3 学校教育の状況

市内には、市立小学校9校、市立中学校4校を設置しています。令和元年5月1日現在、小学校では、3,028人の児童が在学しており、中学校では、1,411人の生徒が在学しています。

今後の児童生徒数については、令和7年度には小学生は2,816人、中学生は1,468人の見込みであり、当面は現状を推移するとみられます。

授業風景



小中学校（児童・生徒数、本務教員数、学級数）

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校	児童数	2,987	2,954	2,963	2,980	3,028
	学級数	138組	138組	138組	146組	146組
	教員数	267	212	213	217	235
中学校	児童数	1,587	1,496	1,477	1,450	1,411
	学級数	65組	61組	61組	61組	59組
	教員数	143	112	119	118	124

資料：学校教育課調べ（各年5月1日現在）

4 特別支援教育の状況

言語やコミュニケーション、学習面の課題や発達障がいに対する支援や指導を行うため市内4か所（三雲小、水戸小、菩提寺小、石部小）に開設している「**湖南市ことばの教室**※」には、園児、児童生徒が355人（平成30年度）通級しています。

各中学校区に教室を設置したことで、身近に利用しやすくなったことにより、通級数、相談数ともに増加してきています。

ことばの教室 プレイルーム



ことばの教室 指導室



市内のことばの教室への通級する園児・児童生徒数および教育相談件数

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
園児・児童生徒数	247	255	296	318	355
教育相談件数	697	804	957	1,078	1,217

資料：学校教育課調べ（年度末）

5 外国人児童生徒の状況

市内小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成 30 年度では小学校 8 校 154 人、中学校 4 校 66 人、令和元年度では小学校 8 校 178 人、中学校 4 校 72 人となっています。在籍する外国人児童生徒で最も多いのは、ブラジル・ペルーなどの南米にルーツのある児童生徒で、日本語指導が必要な児童生徒への支援のため、日本語教室の設置や通訳の配置、自動翻訳機等の配置を行っています。

外国人児童生徒の状況



また、湖南省では平成 19 年度から日本語や日本の文化・習慣などを集中的に指導する日本語初期指導教室「さくら教室※」を市内に設置し、学校へのスムーズな転入を支援しています。これまでに延べ 343 人がさくら教室に通級し、湖南省の小中学校へ転入をしています。

市内の外国人児童生徒の在籍状況

項目	小学校	中学校	全体
公立学校	178	72	250

資料：学校教育課調べ（令和元年 5 月 1 日現在）

市内の日本語指導が必要な外国人児童生徒の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年
小学校	日本語指導が必要な外国人児童数	101	130	155	154	178
	在籍学校数	8	8	8	8	8
中学校	日本語指導が必要な外国人児童数	51	39	67	66	72
	在籍学校数	4	4	4	4	4

資料：学校教育課調べ

6 不登校児童生徒の状況

平成19年度末、本市では小中学校全体の不登校率が2.90%という状況(全国1.22%)であることから、「不登校ネット会議」の取組をスタートしました。市内の不登校対策は、「不登校の未然防止や再登校の促進には、学校内外の支援者が『子どもの認知特性をつかみ、適切なアセスメント*を立てること』と、『授業や学級経営の改善についての視点をもつこと』が必要である」という方針です。

これにより、長期欠席者の在籍比率の低下につながっています。不登校の背景はケースによりさまざまですが、状況改善のため、巡回相談・社会福祉士・市費スクールソーシャルワーカー*など関係機関との連携を図りながら継続して取り組んでいます。

不登校率の推移（湖南省・滋賀県・全国）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
小学校	湖南省	0.50%	0.70%	0.55%	0.64%	0.77%
	滋賀県	0.47%	0.51%	0.49%	0.56%	0.75%
	全国	0.39%	0.43%	0.47%	0.50%	0.70%
中学校	湖南省	3.70%	4.43%	4.25%	3.86%	3.72%
	滋賀県	2.52%	2.59%	2.79%	2.29%	3.40%
	全国	2.76%	2.95%	3.14%	3.20%	3.65%
全体	湖南省	1.57%	1.92%	1.79%	1.71%	1.74%
	滋賀県	1.18%	1.20%	1.26%	1.38%	1.63%
	全国	1.21%	1.27%	1.35%	1.50%	1.69%

資料：学校教育課調べ（年度末）

7 指定文化財などの状況

本市が扱う文化財は建造物、美術工芸、重要美術品に史跡・天然記念物など多種多様な分野にわたり、国宝の建造物を有する長寿寺、常楽寺、善水寺に代表される国・県の指定文化財など 55 件を含む、123 件の指定文化財を保有する市となっています。

また、文化財保護にかかる行政が扱う分野も、調査や保護・管理、資料館などの施設、市史編纂など多岐にわたっています。

市内に所在する指定文化財などの件数

		国	県	市	合計	
有形文化財	建造物	(4) 8		13	21	
	美術工芸品	絵画	3	4	9	16
		彫刻	22	3	24	49
		工芸品	5	2	10	17
		書籍・典籍・古文書等	1		6	7
		歴史資料		1		1
	重要美術品	2			2	
	小計	(4) 41	10	62	113	
記念物	史跡	1	1		2	
	天然記念物	1		3	4	
	小計	2	1	3	6	
登録文化財	登録有形文化財	1			1	
選定	保存技術			1	1	
合計		(4) 44	11	66	121	

備考：1 国指定の有形文化財は重要文化財を示し、内、国宝の内数を括弧内に示す

2 有形文化財、記念物の欄は指定件数を示す

3 登録文化財の欄は登録件数、選定欄は人数を示す

資料：生涯学習課調べ（令和元年5月1日現在）

8 スポーツ少年団の状況

少子化により子どもの数が減少する中、地域における青少年のスポーツ環境であるスポーツ少年団においては入団率が年々減少しています。

また、本市のスポーツ少年団における指導者有資格者は99.12%であり、指導者としての意識の高さがうかがえます。

子どもの運動機会の充実とスポーツ離れを解消することが求められています。



スポーツ少年団活動風景



スポーツ少年団フェスティバル

スポーツ少年団入団者数および入団率

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
入団者数	504	497	567	474	454
入団率	25.87	25.99	20.33	15.43	15.11

資料：生涯学習課調べ（各年 3 月 31 日現在）

スポーツ少年団指導者数および指導者有資格者率

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
指導者数	136	122	117	115	113
指導者有資格者率	90.44	94.26	99.14	98.26	99.12

資料：生涯学習課調べ（各年 3 月 31 日現在）

9 社会教育施設利用者数の状況

本市には、文化・芸術の拠点となる2つの文化ホール、東海道の歴史資料などを保存・展示した資料館など、社会教育事業を進める施設が多くあります。



甲西文化ホール



石部文化ホール

社会教育施設利用者数

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
石部文化ホール	9,804	9,826	9,914	7,956
甲西文化ホール	18,779	16,929	20,009	18,475
東海道石部宿歴史民俗資料館	1,651	1,096	1,102	1,228
雨山研修館宿場の里	1,719	2,420	1,576	1,425
市民学習交流センター	38,636	35,431	37,404	34,696
合計	70,589	65,702	70,005	63,780

資料：生涯学習課調べ（各年3月31日現在）

10 社会体育施設利用者数の状況

本市には、子どもたちや働く人たち、地域住民のスポーツ活動にとってスポーツを身近に感じ、親しむための社会体育施設として、4つの体育館、5つのグラウンド、テニスコートなどがあります。



雨山総合グラウンド



湖南省総合体育館

社会体育施設利用者数

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
雨山体育館	15,393	14,878	15,852	16,109
雨山第二体育館	7,542	7,341	7,142	6,155
総合体育館	163,677	167,982	114,254	129,135
水戸体育館	10,019	9,661	9,587	9,314
雨山総合グラウンド	14,745	12,798	11,074	9,149
丸山運動場	4,924	4,489	4,595	4,482
雨山テニスコート	4,685	4,035	3,545	3,275
市民グラウンド	9,283	10,054	8,015	17,458
野洲川運動公園	12,870	12,908	17,100	19,087
総合スポーツ施設	20,857	21,319	14,400	15,251
合計	263,995	265,465	205,564	229,415

資料：生涯学習課調べ（各年3月31日現在）

11 公立図書館の状況

市内には、市民の知る権利を保障する施設として石部図書館、甲西図書館の2つの図書館があり、図書館から離れた地域や保育園等へは移動図書館が巡回しています。また、平成30年11月には電子図書館*も開設されました。

「くらしの中に図書館を」を基本目標に、図書の貸出や調査・相談だけでなく、さまざまな集会行事も開催しています。

市民1人当たりの貸出冊数は減少傾向にあります。同様の規模の自治体の全国平均約5.0冊(「日本の図書館2018」日本図書館協会より)を上回っています。人口減少に伴い、新規登録者数も減少傾向にあります。多くの市民の方に利用してもらえよう広報に努めます。

「湖西市読書の魅力種まきプラン*」に基づき読書活動の推進に努めています。

また、資料に関する問い合わせも定着しており、相談に応じる司書のスキルアップの必要性が高まっています。

甲西図書館



石部図書館



館内



公立図書館の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
年間貸出冊数	440,624冊	413,851冊	385,073冊	370,395冊
年間貸出人数(※1)	95,363人	90,410人	83,474人	84,779人
市民1人あたりの年間貸出冊数	8.0冊	7.5冊	7.0冊	6.8冊
児童1人あたりの年間児童書貸出冊数	20.3冊	19.1冊	17.2冊	16.0冊
新規登録者数	1,310人	1,145人	1,042人	793人
おはなし会*の年間開催数	73回	74回	72回	72回

資料：図書館調べ(各年3月31日現在)

※1 1年間に本を借りた人の延べ人数。(来館者数ではないため、閲覧利用者は含まない)

1 教育大綱の位置づけ

教育基本法は、わが国の教育理念と原則を定めた法律であり、さまざまな今日的課題を考慮して平成18(2006)年に法改正が行われました。同法第17条では、この理念の実現に向けて、政府に対し教育振興施策を総合的に推進するための基本方針や施策を定めた基本計画を策定することを規定するとともに、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めることを規定しています。

本市では、本市の将来像を「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」と位置づける基本構想を踏まえ、教育基本法に規定される「個人の尊厳を重んじ真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことを具現化し、地域の実情に応じた教育の振興に資するため、本市の教育行政の理念や基本的な方向を教育大綱で示します。

2 社会の変化と教育の使命

先の不幸な大戦が、わが国の敗戦により終結して75年が経過しました。多くの尊い人命と経済基盤を失い、人心も荒れ果てた焼け跡から始まった戦後社会。滋賀の地においては、糸賀一雄^{*}、池田太郎^{*}、田村一二^{*}が、「ちまたに放置されたままになっている戦災孤児や、家庭でも地域でも見放されている知的障害児を一人でも多く、そして一日も早く入所させられる施設をつくりたい。この子どもたちの教育と福祉の実践こそが戦後の日本再建のもっとも大切な事業である」（糸賀一雄著作集刊行会編『糸賀一雄著作集Ⅰ』）と発起し、四六時中勤務、耐乏生活、不断の研究を掲げて近江学園^{*}を設立しました。いかなる時代にあってもすべての子どもたちの発達を保障しようと立ち上がったその近江学園は、現在、湖南省に移転されています。

わが国は、戦後復興を成し遂げ、高度経済成長からバブル経済にかけて、一定水準の経済的豊かさを実現しました。その間、国民生活を網羅的に下支えするさまざまな社会保障制度が充実され、安心と安定のなかで多くの国民がバラ色の未来を描きながら暮らしてきました。地方で教育を施された人材を都市が吸収しても、増加する地方の人口はそれを支える余力を示していました。

しかし、バブル崩壊とその後の失われた30年は、少子高齢化、人口減少社会の到来と相俟ち、一億総中流社会を過去に押しやるとともに、経済の低迷と国民の自信が回復されないまま、いまや貧富の差の拡大や世代間の対立など国民の分断を進めています。とりわけ、人、モノ、金、情報の東京一極集中は収まる様相を見せず、打ち続く大規模自然災害は人口流出と併せて地方の体力を奪い、地域間格差が顕著となっています。

一方、医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、**人生100年時代***の到来が予測されています。また、外国籍市民の増加やマイノリティへのていねいな対応など、新たな課題の解決が求められているものの、これまで個別具体的にそれらを支えてきた地域コミュニティの弱体化が再認識されています。そこはかたない不安を抱えた社会では、人と人とのリアルなつながりとともに、インターネット等の情報メディアを介したヴァーチャルな世界での人と人とのつながりが増えており、そのような中で改めて絆の大切さが意識され、人々のリアルな世界で実感していた絆の記憶が呼び起こされてきました。

ディープラーニング（深層学習）するAI（人工知能）やインターネットを介してすべてのものがつながるIoT、それらに加えて**ビッグデータ***やロボティクスを活用した超スマート社会である「ソサエティ5.0」の時代を迎え、過去の成功体験の踏襲が必ずしも未来を保障しないなか、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が発生するなど、豊かにはなったものの子どもの成長にとっては決して恵まれた環境ではない社会が現出しています。

糸賀が「この子を育てたら立派になるというのではなくて、むしろこの子自身が育つ力をもっているから育てさせてもらうことができる」（糸賀一雄著作集刊行会編『糸賀一雄著作集Ⅲ』）と説明するように、「教育的現実」は子どもが自分自身で持つ力を発揮できるような環境を大人社会が整えるところから出発しなければなりません。これからの変化の激しい時代にあっても、子どもたち一人ひとりが、思いやりのある豊かな心を持ちながら、夢を持ち、自ら考え自ら行動し、たくましく未来を切り拓くことができるように、あらゆる場面において「**生きる力***」を引き出すことができるための教育環境を整備していく必要があります。

次代の社会を支えることになる子どもたちには、目の前にある課題から逃げることなく周りの仲間と相談しながら、力を合わせて困難を乗り越えていくことのできる人間として、その発達段階に応じて「何とかしようとする態度」と「何とかできる力」を身にまとえるようにしていくことが求められます。さらに、変化の激しい時代を生き抜くためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせて解決に導いていかなければならず、その

ためには、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、将来を創り出す力が必要となります。

湖南省の教育の根幹にあるのは、子どもたち自身が無限の可能性を秘めた自ら輝く存在そのものだという信念です。この信念を現実的なものにするためには、時代の潮流に翻弄されることなく、子どもたちを取り巻く環境の変化に敏感に反応し、自ら輝く存在そのものであるこの子らがいよいよ輝くよう、磨き続けなければなりません。

3 社会全体における教育課題

現代社会においては、グローバル化^{*}や情報通信技術の進展、地域社会・家庭の変容や少子高齢化、ライフスタイルの多様化による価値観の変化などが常に教育に影響を与え続けています。こうした課題の解決には、社会全体として取り組まなければなりません。

(1) 社会経済情勢の急激な変化

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、国と国の相互影響と依存の度合いは急速に高まり、変化が激しく先行きが不透明な時代にさしかかっています。貧困や紛争、感染症や不平等、成長・雇用や気候変動、エネルギーや資源の問題など、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、持続可能な開発を実現するために、これらの課題解決に積極的に取り組む必要があります。また、わが国が世界に先んじて急激な進行に直面している少子高齢社会への適切な対応や格差の問題も指摘されており、社会的・経済的な事情に関わらず誰もが等しく質の高い教育を受けられる社会の実現が求められています。

(2) 高度情報化の進展と急速な技術革新

蒸気機関による第一次産業革命、内燃機関や電気モーターなどによる第二次産業革命、コンピュータとインターネットによる第三次産業革命に続き、AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTによる第四次産業革命が進行中です。スマートフォンなどのモバイル機器の普及により、メールやSNS^{*}のような会話だけでなく、書籍や音楽など創作物の発表やダウンロード、買い物や企業間取引などさまざまなコミュニケーションがデジタル化されていきます。また、AIにより人間の判断の多くが代替されるとともに、IoTにより世の中のあらゆるモノがインターネットで接続され、超スマート化社会が出現することで、仕事のあり方や人々のライフスタイル、価値観が大きく変化することから、これらに対応した教育や学習機会を提供していくことが必要とされています。

(3) 人生100年時代の到来

「ある海外の研究を基にすれば、『日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる』と推計されており、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている」（『人生100年時代構想会議 中間報告』平成29(2017)年12月）とされるように、

人生 100 年時代の到来が予測されています。今後、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、ボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられています。教育、仕事、老後という3ステージの単線型ではなく、マルチステージの人生を送るようになる中では、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の涵養といった資質・能力を身につけることが求められます。それに加え、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、さまざまな主体と協働し、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、地域の維持発展に取り組むことで社会の課題解決につなげていく力を伸ばす教育が必要とされています。

(4) 地域コミュニティや家庭の状況の変化

中央集権で進められた高度経済成長は、地域から働き盛りの人材を都市に吸い上げ続けました。しかし、人口減少と少子高齢社会を伴う成熟時代を迎え、改めて地域を支える人材の不足が実感されるとともに、地域内においても、人々の付き合いが疎遠になるなど、コミュニティの弱体化が指摘され、高齢者や困難を抱えた親子などが孤立するという深刻な状況が起きています。そのような中で、地域コミュニティを再生し、互いに支え合い、助け合うことのできる地域社会の実現が目指されるようになっていきます。また、家庭では、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇するなど多様な家族形態が生まれています。家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題には社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要とされています。

(5) 子どもの学力への社会的関心

全国学力・学習状況調査*の結果が公表されるたびに、わが国の児童生徒の学力の現状について社会的な関心が集まります。しかし、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項があるものの全体としては一定の成果が認められます。一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があることも明らかとなっています。全国学力・学習状況調査の結果に一喜一憂したり、序列化を図ったりするのではなく、その結果等を踏まえた指導方法の改善の提案など、一層のきめ細かな対応が必要とされています。

(6) 子どもの生活習慣や心の育成

行き過ぎた個人主義の風潮や社会全体のつながりの薄れ、異なる文化や価値観等を持った人々との交流や各種体験の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成の重要性が依然として指摘されています。その一方で、インターネットによるフェイクニュースの受容やSNSを通じた無責任な発言や極論の展開など、**情報リテラシー***、**メディアリテラシー***を高める教育が必要とされています。さらに、子どもたちの自己肯定感が諸外国と比べて低いこと、不登校児童生徒の増加、**小1プロブレム***や中1ギャップ、学級崩壊、いじめや自殺等の課題があげられ、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

(7) 子どもの体力の現状と将来への影響

子どもの体力については、昭和60(1985)年頃と比較すると低い状況にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向や思いどおりに動かす能力の低下などの課題が見られるとともに、肥満傾向の子どもの割合の増加のような現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や**食育***に取り組んでいくことが求められています。

(8) 特別な配慮が必要な子どもの状況に応じた支援

障がいのある子どもの教育に関しては、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けつつ、発達に支援が必要な子どもを含め、一人ひとりの子どもの障がいや発達の段階に応じた指導や支援を行っていく必要があります。また、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新在留資格「特定技能」を盛り込んだ改正出入国管理及び難民認定法が平成31(2019)年4月に施行され、今後、在留外国人のさらなる増加が予想されます。外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍である子どもについては、ともに増加傾向にあり、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められています。

(9) 学校における働き方改革

学校現場で教員が時代を切り拓く子どもたちに向き合う時間を確保するとともに、教員自身がワーク・ライフ・バランスを確立することが求められるなど、学校における働き方改革が進められています。平成30(2018)年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、長時間労働の是正等のための措置を講ずることとされましたが、「“子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする”という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは“子供のため”にはならない」と中央教育審議会答申(平成31年1月25日)が指摘するように、教員がわが国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが求められています。

4 本市の重要課題

社会全体における教育課題や本市の教育の現状をふまえ、本市の教育に関わる重要課題として以下の各項目について取り組まなければなりません。

(1) 地域と共に歩む学校づくりの推進

子どもにとって、学校を中心に家庭や地域の多くの大人と触れ合う中で、生きていく知恵や力、学ぶ意欲を見出し、心豊かでたくましく生きる力を身に付けることは大切です。地域で子どもをお客さんにするのではなく、構成員の一員として迎え入れなければなりません。

本市では、コミュニティ・スクール^{*}を導入し、学校・地域をあげて「子ども育て」を目指した連携・協働の取組を進めています。学校に関わる地域住民の意識をさらに高めていくとともに、地域による学校の「支援」から地域と学校の双方向の「連携・協働」へ、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を図り、幅広い地域住民の参画による学校づくりを推進する必要があります。

(2) 命と人権を大切にせる教育の充実

教育の基本は自らの命の大切さを学び、他人の基本的人権の尊重を理解することにあります。基本的人権の尊重の理念についての正しい理解や実践ができる態度の育成のため、教育活動全体を通して人権教育を推進することが求められます。

本市では、人権教育基底プラン^{*}に基づく保育・教育の実践や、インクルーシブ教育^{*}の推進、問題行動や不登校の未然防止につながる対策に取り組んでいますが、今後も、学校は家庭や地域社会と連携しながら、自分や他者を大切にせる思いやりの心を育む人権教育のさらなる推進を図る必要があります。

(3) 多様性を認め合う教育の推進

発達支援システム発祥の地である本市は、とりわけ特別支援教育、インクルーシブ教育にも率先して取り組んできました。障がいのあるなしに関わらず、子どもたち一人ひとりの育ちと発達を保障するための教育環境の整備とともに、子どもたち自身もお互いの違いを認め合うことが求められます。

さらに、南米系が多くを占めてきた外国籍児童・生徒の国籍も東南アジアを中心に多国籍化してきており、これら児童・生徒の日本語力の習得と学力の向上とともに、日本人児童・生徒の学習権の保障を行う必要があります。合わせて、社会の国際化と国際社会に対応できる多様性を認め合う教育を進めて行かなければなりません。

(4) 「確かな学力」と自尊感情[※]の醸成

市民の関心も高い子どもの学力については、基礎的な知識や技能の習得はもとより、これからの変化の激しい時代に備え、子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、問題解決のために他者と協力する資質や能力を伸ばしていくこと（アクティブ・ラーニング）が求められています。

「確かな学力」を育成するためには、地域や家庭と連携・協力した取組を進め、基礎学力の定着に向けた取組を継続的に実施するとともに、主体的・対話的な深い学びを实践する必要があります。また、子どもたちが達成感や成功体験を得ることで、課題に立ち向かう姿勢を身につけることができるよう、様々な体験活動の充実などの環境を整えることはいうまでもありません。

(5) 家庭学習の推進と支援の充実

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場です。しかし、少子高齢化や核家族化、一億総活躍社会におけるライフスタイルの変化などにより、家庭の機能が低下してきています。

教育の原点ともいべき家庭において子どもが基本的な生活習慣を身につけるためには、保護者の認識を深めるとともに、保護者と子どもが家族としてのつながりを強め、家庭の教育機能が高められるよう、家庭教育や子育てに関する様々な主体による支援を充実していく必要があります。

(6) キャリア教育※・主権者教育・健康教育など諸教育の推進

学校教育が子どもたちの生きる力をつけるということは、成長して大人になった暁に職を持って自立し、社会に貢献できるようになるための手段であり、リアリティをもって社会を見つめ、自らの進路を選択できる保障をしなければなりません。職能教育としてのキャリア教育や民主国家を担う将来の政治主体たる自覚を養う主権者教育は、学校教育が温室栽培とならないように、早い段階から社会と連携して進めて行く必要があります。

また、人生 100 年時代を迎え、自らの人生をより豊かに生きるための心と身体の基礎を形づくる時期に、体力や運動能力の向上はもとより、性の多様性や性教育、アレルギー疾患、喫煙、薬物乱用などの健康教育、カルト教育、防災教育、食育など、諸教育にも取り組む必要があります。

(7) 子どもの読書活動の充実

古来、「読書百遍義自ずから見る」(「魏志」王肅伝注董遇伝) というように、読書により語彙を獲得し、忍耐力を高め、全体把握能力を向上させる効果は、生きる力の基礎となることから、本市では学校司書を全校に配置して学校図書室を充実するとともに、市立図書館と有機的に連携させ、読書活動を進めてきました。

氾濫するネット情報に触れることがますます増え、思考がメディアに左右されやすい時代において、批判的思考力を持ち、**非認知能力**※を向上させるためには、学校現場においてさらに読書活動を活性化させ、子どもたちの読書に向き合う姿勢を確かなものにする必要があります。

(8) 教員の働き方改革と資質向上

本市では、これまで教育現場が疲弊しないようにサポートするため、地域で学校を包み込む取組(コミュニティ・スクール、**地域学校協働本部**※)や日本語初期指導教室、学習支援員、学校司書などの制度的手当をするとともに、「チーム学校」により教員をひとりにしない取組を進めてきました。また、市長部局の発達支援室とともに教育委員会に社会福祉士を配置することにより、子どもの困り感を軽減して学校での教育活動の円滑化を図ってきました。

さらに、導入した**校務支援システム**^{*}の活用や業務の見直しによる時間外勤務の縮減など教員の働き方改革に率先して取り組むことにより、子どもたちに向き合う時間を確保するとともに、各教育研究部会や「**きょういくげんき塾**^{*}」、「アドバンス研修」など教員自身がその実践的指導力などの資質を向上させる場を最大限に利用し、子どもたちが育つ環境の整備に取り組む必要があります。

5 本市教育の目指す姿

平成 27 年 8 月に策定された教育大綱では、本市教育の基本理念を「～学校・家庭・地域が連携し、それぞれが責任を持つ教育の創造～ 子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を拓く『生きる力』の育成」としています。

本大綱においても、この基本理念を継承し、人生 100 年時代を見据え、子どもたちが、これからの未来社会を生き抜き、課題の解決が困難に思えるときであっても決してあきらめることなく、周りの仲間と相談しながら、力を合わせ、困難を切り拓く力を育成することのできる環境を、学校・家庭・地域が連携して創りあげることが本市教育の目指す姿とします。

～ 学校・家庭・地域が連携し、
それぞれが責任を持つ教育の創造 ～
子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を拓く
「生きる力」の育成



6 本市教育の基本的方向

本市の重要課題を踏まえ、本市教育の基本理念に基づき、3つの基本的方向のもと、取組を進めます。

基本的方向1 子どもたちに「自尊感情」を醸成する

政策1 変化の激しい時代を生き抜く力を育む

- ◆ 1-1 主体的・対話的で深い学びの充実
- ◆ 1-2 キャリア教育の推進
- ◆ 1-3 多文化共生教育の推進
- ◆ 1-4 主権者教育の推進

政策2 確かな学力を育む

- ◆ 2-1 基礎学力の向上
- ◆ 2-2 育ちと学びをつなぐ教育の推進
- ◆ 2-3 家庭学習支援システムの構築

政策3 豊かな心を育む

- ◆ 3-1 道徳力を身につけた子どもの育成
- ◆ 3-2 多様性を認め合う教育の推進
- ◆ 3-3 読書活動の推進

政策4 健やかな体を育む

- ◆ 4-1 健康教育の推進
- ◆ 4-2 子どもの体力向上への取組
- ◆ 4-3 学校保健の充実
- ◆ 4-4 食育の推進

政策5 一人ひとりが大切にされる教育・支援

- ◆5-1 特別支援教育の推進
- ◆5-2 児童生徒への支援・相談体制の充実

政策6 就学前教育の充実

- ◆6-1 一人ひとりの育ちに応じた幼児教育の推進
- ◆6-2 幼児教育に関する多様なニーズへの対応

基本的方向2 学校・家庭・地域との協働による 教育力の向上に取り組む

政策7 学校・家庭・地域の連携と協力により教育力を高める

- ◆7-1 地域と共に歩む学校づくりの推進
- ◆7-2 自立・協働・創造力を持つ子どもの育成
- ◆7-3 地域や地元企業との連携促進

政策8 「学び」を身近に感じ、「学び」を実践できる環境をつくる

- ◆8-1 多様な学習機会の充実
- ◆8-2 健康スポーツと生涯スポーツの推進
- ◆8-3 地域の歴史文化の保存と活用
- ◆8-4 新たな市民文化が育つ環境の充実
- ◆8-5 人権意識の向上

政策 9 家庭の教育力を高める

- ◆ 9-1 家庭の教育力の向上
- ◆ 9-2 家庭教育を支援する人材育成

政策 10 青少年の健全育成を図る

- ◆ 10-1 青少年の交流と活動の推進
- ◆ 10-2 青少年健全育成活動の推進

基本的方向 3 安全・安心で質の高い教育環境を整備する

政策 11 信頼される学校を創る

- ◆ 11-1 安全教育の推進
- ◆ 11-2 開かれた学校づくりの推進

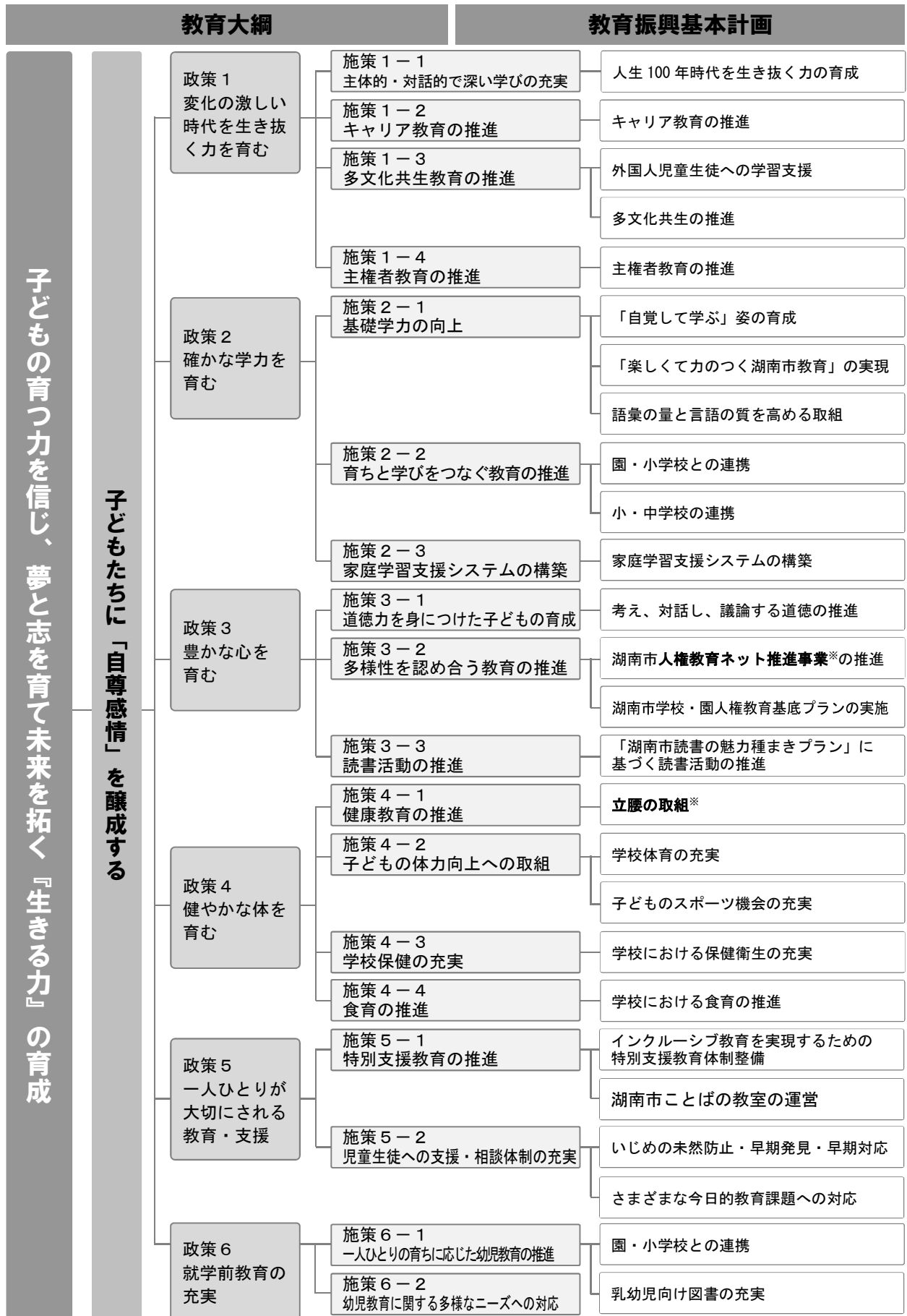
政策 12 教育環境の充実を図る

- ◆ 12-1 学校環境整備の充実
- ◆ 12-2 学校給食の充実

政策 13 教職員の働き方改革を行い、教育の質的向上を図る

- ◆ 13-1 教師力・組織的対応力アップへの取組
- ◆ 13-2 教職員の働き方改革の推進
- ◆ 13-3 コスト意識の醸成

7 計画（プラン）の体系



教育大綱

教育振興基本計画

子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を拓く『生きる力』の育成

学校・家庭・地域との協働による教育力の向上に取り組み

政策7
学校・家庭・
地域の連携と
協力により教
育力を高める

施策7-1
地域と共に歩む学校づくりの推進

地域と共に歩む学校づくり

施策7-2
自立・協働・創造力を持つ子どもの育成

体験的活動の推進

施策7-3
地域や地元企業との連携促進

企業などの社会貢献活動の促進と学校教育環境の充実の好循環

政策8
「学び」を身
近に感じ、学
び」を実践で
きる環境をつ
くる

施策8-1
多様な学習機会の充実

地域に密着した学習機会の提供と人材の育成

公立図書館の充実

施策8-2
健康スポーツと生涯スポーツの推進

ライフステージに応じた体と心を癒すスポーツ機会の充実

いつでも、どこでも、だれでも親しむことができるスポーツ環境の充実

施策8-3
地域の歴史文化の保存と活用

歴史文化と地域文化の保存と活用

施策8-4
新たな市民文化が育つ環境の充実

市民との協働、市民への支援による文化の振興

施策8-5
人権意識の向上

関係団体との連携・協働による市民への啓発活動の推進

政策9
家庭の教育力
を高める

施策9-1
家庭の教育力の向上

ICT※リテラシー教育の推進

施策9-2
家庭教育を支援する人材育成

親育ての場の提供と人材の育成

政策10
青少年の健全
育成を図る

施策10-1
青少年の交流と活動の推進

青少年の体験活動の機会の充実と社会参加の促進

施策10-2
青少年健全育成活動の推進

関係機関と連携した活動実施と、課題をもつ少年の対策・居場所づくり

教育大綱

教育振興基本計画

子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を拓く『生きる力』の育成

安全・安心で質の高い教育環境を整備する



今後の施策の展開 (第2期教育振興基本計画)

基本的方向1 子どもたちに「自尊感情」を醸成する

政策1 変化の激しい時代を生き抜く力を育む

- ◆変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、課題解決型の学習や探究的な学習を展開することにより、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する能力を育てます。
- ◆学ぶことが生きることにつながることを大切に扱い、働くことの意味や大切さを理解し、子どもが将来の夢や目標を自覚できるようにします。
- ◆日本や地域の文化を学んだり仲間意識が築けるように、外国人児童生徒と日本人児童生徒との交流を進めます。また、日本語指導教室による日本語指導だけでなく、日本人児童生徒にも多文化共生教育を行うことで、共生していくという心の醸成を図ります。
- ◆家庭の一員・まちづくりの一翼を担うスタッフ、さらには民主国家を築き支える国民としての自覚を育む主権者教育に、小学校段階から取り組みます。また、一人ひとりの思いがまちづくりにつながっていることを実感させることにより、主権者としての自覚を促します。

施策1-1 主体的・対話的で深い学びの充実

【現状と課題】

平成29年・30年の学習指導要領の改訂により、「主体的・対話的で深い学び」の実践が求められるようになりました。この「主体的・対話的で深い学び」を実践することは、子どもたちの対話による学習活動を重視し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力及び、主体的に学びに向かう力の育成につながります。

子どもたちが「人生100年時代」を豊かに生き抜くためには、この「主体的・対話的で深い学び」の実践によって身に付く、課題解決力・コミュニケーション力といった資質・能力が不可欠です。そういった資質・能力を育成するには、全国学力・学習状況調査の結果分析による市全体の課題の抽出を継続して行うことに加え、中学校区連携を重視した学校教育のさらなる推進が必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
人生 100 年時代を生き抜く力の育成	学習指導要領や全国学力・学習状況調査の分析結果をふまえ、毎年「湖南省学ぶ力向上策」および「我が校の学ぶ力向上策」を作成し、授業改善や学校・学校集団づくりに取り組みます。また、中学校区ごとに「めざす子どもの姿 [*] 」を共有し、中学校区連携を重視した学校教育を推進します。課題解決力・コミュニケーション力といった資質・能力の育成に努めます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
各中学校区で設定した「めざす子どもの姿」に関するアンケートで強い肯定的な回答をした児童生徒の割合	25.0% (各中学校区ごとの割合の平均)	30.0%

施策 1-2 キャリア教育の推進

【現状と課題】

これまでから各校では、進路学習を年間指導計画のなかに組み込み取り組んできました。特に中学校では、生徒が直接働く人と接することや具体的な知識や技術・技能にふれることで、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させることを目的に5日間の職場体験学習を実施しています。しかし、狭義の意味での「進路指導」と混同され、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が体系的に行われてこなかったという課題があります。

児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人ひとりの社会的職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア教育の充実を図ることが重要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
キャリア教育の推進	<p>キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要として位置付け、これからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、自己の将来や社会づくりにつなげていく学習活動を充実させることが重要です。</p> <p>そのために年間計画を見直し、小中学校のつながりが明確になるよう整理します。またその実施にあたっては、職場体験活動や社会人講話などの機会の確保に努めます。さらに職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないよう、地域の方とのふれあいや語らいを大切に、将来、児童生徒が社会のなかでの自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させていくための資質・能力を育みます。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
キャリア教育の視点からの年間計画の策定	0 校	13 校

施策 1 - 3 多文化共生教育の推進

【現状と課題】

さくら教室での日本語初期指導により、学習面・生活面ともにスムーズに生活できる子どもが増えてきました。

国籍・人種などを問わず、互いに協力しながらより良い生活をつくっていかうとする子どもを育てるとともに、日本語指導が必要な外国籍の子どもに対する学習支援を充実し、日本の社会で自分の目標がしっかり語れる子どもを育てることが必要です。

また、多文化共生社会の進展により、地域においても外国人が日本の文化や暮らしを理解するだけでなく、共存するうえで日本人も外国の文化や暮らしを理解し、ともに暮らししていくことが必要です。これは学校における子どもたちも同様であり、外国の文化や暮らし、考え方を学び理解することで、外国籍の児童生徒とともに認め合うことができると考えます。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
外国人児童生徒への学習支援	さくら教室において、来日して間もない子どもに日本語指導や適応指導を行うとともに、必要に応じて教科などの指導を行って外国籍の子どもたちの学習権を保障します。 外国籍の子どもが多い学校に母語ができる人材を派遣したり、翻訳機器を配置することにより、子どもたちや保護者が安心して過ごせる教室環境をつくります。	学校教育課
多文化共生の推進	日本の伝統や文化を理解・継承していかうとする態度を養うとともに、外国の文化や考え方を理解して尊重する態度、異なる文化を持った人々とともに互いを認め合いながら生きていく力を育てます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
外国籍児童生徒支援、保護者対応のための翻訳機器の配置	0 台	26 台

施策 1 - 4 主権者教育の推進

【現状と課題】

主権者として社会のなかで自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達段階に応じて身に付けさせるため、本市では、学習指導要領における主権者教育の位置付けについて確認し、各校の取組を報告、共有するなど、小・中学校での取組を進めているところです。

今後もこれまでからの取組を継続していくとともに、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法律の学習など、小・中学校などにおける新学習指導要領に基づく指導内容をさらに充実し、学校・家庭・地域の連携による取組を進めることが必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
主権者教育の推進	本市では、政治の仕組みについて必要な知識を学ぶだけでなく、主権者として社会のなかで自立し、他者と連携・協働をしながら、社会を生き抜く力や社会の構成員の一員として主体的に地域課題を解決する力を育てます。また、高校生になってからの主権者教育だけではなく、発達段階に応じて、小学校の段階から主権者教育に取り組みます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
各小・中学校の各教科や特別活動における学びと地域へつなげる取組 （地域行事への参加・参画）	13 事例	26 事例

政策 2 確かな学力を育む

- ◆基礎的・基本的な知識・技能とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力をバランスよく身につけ、主体的に学ぶ子どもを育成します。
- ◆入学・進学など、接続期の子どもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自尊感情を高めるため、保幼小中の育ちと学びの連続性を重視した連携教育を進めます。
- ◆子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、関係機関と連携した、家庭学習の推進と支援の充実を図ります。

施策 2-1 基礎学力の向上

【現状と課題】

「**湖南省学力向上プロジェクト***」において、「授業改善（**授業の湖南省スタイル***の定着化）」、「読書活動」、「家庭学習の充実」を推進するとともに、「子どもの夢と志を育て、『生きる力の根っこ』を太くする」ための土台となる自尊感情の向上に取り組んでいます。今後も引き続き、自尊感情の向上に向けて取組を継続することが必要です。

全国学力・学習状況調査の結果については、「無答」が多いことが市内小中学校の共通した課題です。「無答」は「何とかしようとする態度」が十分にあるとは言えません。また、「何とかできる力」は、基礎基本の力があってこそ発揮できる力です。小中学校の9年間は「何とかしようとする態度」と「何とかできる力」を育む重要な期間であり、各学校での取組に留まらず、「中学校区連携」という視点を重視することが必要です。また、子どもの学力は、多くの点で「語彙の量」と「言語の質」に負うところがあります。最近の研究結果から、子どもたちは自分の分からない言葉を飛ばして多くの文章を読んでいることが明らかになりました。このことから、言葉の力を高めるために音読を重視します。

言葉の発達とともに、子どもの感性を磨きイメージや音・身ぶりによるコミュニケーション能力の発達も、教育においては不可欠の課題です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
「 自覚して学ぶ 」姿の育成	各学校において共通実践「我が校は〇〇（取組内容・方法）で△△（高めようとする力・態度）を学力保障する」に取り組み、真摯に学ぶ機会、一人ひとりに応じた学びの機会を保障します。 コミュニケーション力・論理的思考力・学びに向かう力・人間性などの「非認知能力」育成を重視し、「学び手としての自覚」を育てます。	学校教育課

具体施策	内容	担当課
「楽しくて力のつく 湖南省教育」の実現	<p>「湖南省学力向上プロジェクト」において「授業改善（授業の湖南省スタイルの定着化）」、「読書活動」、「家庭学習の充実」を推進するとともに、結果として「子どもの夢と志を育て、『生きる力の根っこ』を太くする」ための土台となる自尊感情の向上に取り組めます。</p> <p>「楽しくて力のつく湖南省教育」の実現のために、中学校区連携を進める中で学習方法の連続性や共通実践など保幼小中が連携した効果的な指導方法の工夫改善に努めます。</p> <p>「学力向上ワーキンググループ」は市内小中学校教員が主体的にメンバーとなり、「授業の湖南省スタイル」、「授業のポイント5*」を活かした具体的な授業提案を行い、学力向上委員会のメンバーとともに授業改善の推進役を担います。</p> <p>また、継続的な朝の読書活動などを通じて読書の習慣化に努めるとともに、学校図書館とその機能、および学校司書を活用した授業を積極的に推進します。</p>	学校教育課
語彙の量と言語の質 を高める取組	<p>「ことばの宝石箱*」や「湖南省の小さな詩人たち事業*」の取組を積極的に活用し、語彙を増やし、言葉に対する豊かな感性を磨くよう努めます。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
「授業の湖南省スタイル」による 授業実践校数	全小学校9校 全中学校4校	継続
学校図書館を活用した授業実績 （年間）	小学校 801回 中学校 187回	通常学級数×8回 通常学級数×5回
「ことばの宝石箱」を活用した暗 唱などに取り組んだ学校数	全小学校9校	継続
「湖南省の小さな詩人たち事業」 の作品作りに取り組んだ学校数	全小学校9校 全中学校4校	継続

施策 2-2 育ちと学びをつなぐ教育の推進

【現状と課題】

本市ではこれまでから、幼児期から中学校卒業までの子どもの連続した育ちと学びが保障できるよう、保幼小連絡会や保育・授業参観を通して園・小学校との連携を図っています。また、遊びや生活を通して総合的に学んでいく幼児期の教育課程と、各教科などの学習内容を系統的に学ぶ小・中学校の教育課程は、内容や進め方が大きく異なることから、小学校教育の円滑な接続のために、**スタートカリキュラム**^{*}の編成が求められています。

中学校では、校区ごとに共通の目標を設定し特別支援教育、道徳教育などの様々な視点から取組を進めていますが、各中学校区の実態が異なることから取組には差があります。今後は、中学校区ごとのめざす子どもの姿に迫る共通の取組を通して、さらなる連携を進めていくことが必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
園・小学校との連携	子ども一人ひとりの健康や成長、発達の過程などを就学先の小学校との間で共有し、幼児期から就学期における子どもの育ちの連続性を確保することで、さらなる連携を図ります。また、入学した児童が、幼児期の教育における遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、学びに向かうことが可能となるようにするためのスタートカリキュラムの充実を図ります。	学校教育課
小・中学校の連携	各中学校区で授業参観や連絡会などの開催、出前授業や合同授業などを通して、情報交換や交流を行い、子どもの連続した育ちと学びを支援できるよう、さらなる連携を図ります。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
小・中学校における相互授業参観・授業研究	8 回	12 回

施策 2-3 家庭学習支援システムの構築

【現状と課題】

市内小中学校において、学力が二極化していることが課題です。学力低位の要因として、家庭学習の習慣が定着していないことが考えられます。このことから、家庭学習が定着していない児童生徒に対する、切れ目のない支援体制づくりが必要です。

対象となる児童生徒に対して、家庭学習の定着に向けての場所と支援者を確保するとともに、成果を検証し、より効果的な方法を検討していくことも必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
家庭学習支援システムの構築	<p>子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、国よりも先取的な「湖南省発達支援システム*」を参考に、教育委員会部局・市長部局・関係機関が有機的に関連しあう、「湖南省家庭学習支援システム」を構築し推進します。</p> <p>少年センター・あすくる湖南の業務内容にアウトリーチ型学習支援を加え、少年センターが「家庭学習支援システム」の窓口として対象者を把握するとともに、教育委員会が子どもたちの家庭学習支援に積極的に関わります。</p>	生涯学習課 学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
らくらく勉強会*の実施	未実施	全小学校 9 校 全中学校 4 校

政策3 豊かな心を育む

- ◆道徳教育を一層推進するとともに、地域の人々とのふれあいや先人の努力を学ぶだけでなく体験することを通して、ふるさとへの誇りや郷土を愛し大切にすることを育て、豊かな人間性と地域を愛する心を育みます。
- ◆小中学校の連携を図りながら人権感覚の醸成に努め、性の多様性についての理解など自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動に結びつけられる人権教育を推進します。
- ◆図書館の図書充実（電子書籍含む）や学校図書館の充実に取り組むとともに、子どもへの読み聞かせの機会を学校・家庭・地域が連携して促進し、子どもの読書活動の推進を図ります。

施策3-1 道徳力を身につけた子どもの育成

【現状と課題】

平成21年度より文部科学省指定事業を活用し「**こころの教育**※」の推進に努めています。近年は「**道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業**※」に取り組み、その成果を市内へと広めました。

しかしながら、本市の子どもたちは「自分にはよいところがありますか」という全国学力・学習状況調査の質問紙における設問に対して、肯定的な回答をした児童生徒は全国・県と比較し低い傾向が見られました。

生きる力の根っこにある「自尊感情」を育むことで、人とのつながりを大切にし、人を思いやることができます。また、学習や生活においても意欲が高まり、物事に前向きになります。「やればできた」という経験をしたり、「あなたがいてよかった」と必要とされることで自尊感情は育まれることから、学校・家庭・地域が連携した「こころの教育」を推進する必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
<p>考え、対話し、議論する道徳の推進</p>	<p>「心きらり☆こなんっ子」を合い言葉に「心ひらく（授業づくり）」、「心ひろがる（啓発活動）」、「心ひびきあう（地域連携）」の3つの柱を軸として、子どもたちの自尊感情を育む取組を進めていきます。</p> <p>「心ひらく」では、「授業の湖南市スタイル」を示し、道徳の時間の授業改善を進めます。また、「心ひろがる」では、校内掲示板や学校だよりで取組を発信するなど、家庭と連携した取組を進めます。「心ひびきあう」では、地域の人々に学校に来ていただくだけでなく、子どもが地域の行事に参画する取組を行うことで、道徳的实践力を培う場を保障します。</p> <p>また、子どもと地域とのつながりを図ります。</p> <p>平成26年度に刊行した「伝えたい故郷の話～教育・郷土資料集～」をはじめ、湖南市を思い、力を尽くしてくださった「人」や「こと」を紹介した本・資料を授業で活用することで、人や地域を大切に思うあたたかい心や生き方を学びます。</p>	<p>学校教育課</p>

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
<p>文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の受託（年2校）</p>	<p>受託</p>	<p>継続</p>

施策 3-2 多様性を認め合う教育の推進

【現状と課題】

市内中学校区を基本とした、保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、中学校、養護学校、高等学校までが参加する人権教育ネット推進事業の取組によって、子どもたちや教育活動内容の情報を共有し、子どもや家庭の支援に効果的に活用できるシステムを構築しており、一定の成果をあげています。

また、人権教育基底プランや同和問題をはじめとするさまざまな人権問題については、校区人権・同和教育全員研修会や人権教育授業研究会などの機会を通じて啓発・研修を行っています。校区の特色を活かした実践やさまざまな人権問題への理解をさらに進めていく必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
湖南省人権教育ネット推進事業の推進	一人ひとりの子どもを中心とした、就学前から高校卒業までの連携した取組のなかで、人権を大切に育てる子どもを育成するとともに、学校、園、家庭、地域、関係機関が連携した取組を通じて、進路保障の実現をめざします。 また女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、 性的マイノリティ ※などの人権に関わる課題の解決に向け、命と人権を大切にする教育を推進します。	学校教育課
湖南省学校・園人権教育基底プランの実施	人権教育基底プランに基づく保育・授業の実践を通して、発達段階に応じた系統的な人権保育・教育に取り組みます。 また、基底プラン改訂委員会を組織し、現状の人権課題に沿った人権保育・教育を行えるよう、基底プランの見直し・改訂を行います。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
中学校区ごとの主任など連絡会議の開催回数	各 9 回	継続
人権教育基底プランに基づく保育・授業研究会の実施	公立保育園・こども園 2 年に 1 回 各校 年 1 回	継続

【現状と課題】

読書活動は、人のすべての活動の基盤となる教養・価値観・感性などを、生涯を通じて身につけていくために極めて重要なものであり、市民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ることが必要です。

特に子どもの読書活動は、想像力・記憶力・思考力を育て、豊かな感性や表現力・観察力を養い、知識を増やし言葉の学びにもつながる、生きる力を身につけていくために欠かせないものです。

図書館では、児童書の資料の充実やおはなし会の開催など、子どもと本の出会いの場を提供するとともに、子どもの読書活動を推進する司書のスキルアップを図ることが必要です。

学校図書館では、図書資料などを整備・充実させると同時に、読書活動の意義や目的に対する教職員の意識を高め、共通実践を進めることが欠かせないことから、管理職・司書教諭を中核に学校司書と連携しながら、学校図書館の計画的な運営や子どもたちの読書活動、学習を進めていく必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
<p>「湖南省読書の魅力種まきプラン」に基づく読書活動の推進</p>	<p>子どもが読書意欲を高め、読書習慣を身につけることができるよう、乳幼児から発達段階に応じて読書の楽しさを実感できるようにするとともに、いつでも本に親しむことができる読書環境の充実に向けて、子どもと本をつなぐ大人への啓発や人材育成、子どもが本や物語に出会う機会の提供や本を活用した学びの機会の充実といったさまざまな取組を、関係機関が連携し市民の協力を得ながら、令和2年3月に改定された「湖南省読書の魅力種まきプラン」に基づき、計画的・組織的に推進します。</p> <p>図書館では、子どもの成長に資する児童図書の収集と提供を行いながら、おはなし会や人形劇、ブックトークなど、本に親しむ機会づくりに努めるとともに、幼児向けの読み聞かせ用図書の貸出を行います。また、母子保健担当部局と連携して、ブックスタート事業*を支援するとともに、乳幼児健診などの機会を活用した幼児期からの「はじめての本」との出会い、親子のふれあい、図書館の児童奉仕活動への誘引、啓発などを進めます。また、子どもの読書活動を推進する司書のスキルアップを図ります。</p> <p>学校図書館では、研究的に取り組んできた成果をふまえながら、学校司書および学校図書館支援センターの役割を明確にし、子どもたちの読書活動を一層推進します。また、学習センター・情報センターとしての機能のさらなる充実を進めます。</p> <p>読み聞かせや蔵書整理など、学校司書の資質向上を図るための研修機会を確保していきます。さらに、学校全体で読書活動が推進できるよう、管理職および司書教諭を核とする充実した図書館教育を授業において進めます。</p>	<p>生涯学習課 図書館 学校教育課</p>

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
<p>学校図書館の児童生徒一人あたりの年間貸出冊数</p>	<p>小学校 30.5冊 中学校 5.1冊</p>	<p>小学校 31.0冊 中学校 6.0冊</p>
<p>市立図書館の児童図書の12才以下の子ども一人あたりの年間貸出冊数</p>	<p>11.7冊</p>	<p>16.1冊</p>
<p>おはなし会などの年間開催数</p>	<p>72回</p>	<p>75回</p>

政策 4 健やかな体を育む

- ◆人生 100 年時代を見据え、生涯にわたって心身ともに健康な生活が続けられるよう健康教育の取組を推進します。
- ◆心身の健全な発達を促すため、体育の授業だけでなく、継続して運動遊びを行うことにより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度や体力、運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培います。
- ◆アレルギー疾患、喫煙、薬物乱用などの課題に対応するため、保健学習の実施など、学校保健の充実を図ります。
- ◆食を通して、健やかな心身と豊かな人間性を育むことを目的とした食育は、知・徳・体を育てる基礎となるべきものであり、積極的に進めます。

施策 4-1 健康教育の推進

【現状と課題】

各校では、児童生徒一人ひとりが自らの健康管理や問題点を認識しながら教科などの学習を通して意識した生活を心掛けてきました。

人生 100 年時代を見据え、時代を越えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人ひとりがよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにならなければなりません。このため、児童生徒一人ひとりが、自らの健康課題や問題点を認識し、自分でそれを解決する力の育成をめざして、各学校で組織的な取組を行うことが重要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
立腰の取組	心身の健康の保持増進を図るために、立腰の必要な知識を習得し、健康・安全を適切に自主管理する態度を育てます。子どもの時期から規則正しい生活を身につけることにより、病気から身体を守り、心身ともに健康な体を養うとともに、学級のあらゆる場面で「立腰」の指導に取り組みます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
授業や部活動などの活動時間を通して立腰指導を行う実施校数	0 校	全小学校 9 校 全中学校 4 校

施策 4-2 子どもの体力向上への取組

【現状と課題】

（学校体育の充実）

体力・運動能力向上の取組により、学校で運動時間を確保し、子どもたちが運動する時間は増えました。一方で子どもたちの体力の低下が見られる現状もあり、対策が必要です。

子どもの体力低下をもたらしている原因は受動的な子どもの運動への姿勢にあり、より積極的に運動に親しもうとする子どもを育てる必要があると考えます。

子どもの体力を向上させる取組を推進することにより、自らの心身の健康の保持増進に努め、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していこうとする子どもを育てます。

（子どものスポーツ機会の充実）

少子化により子どもの数が減少する中、地域における子どものスポーツ環境であるスポーツ少年団においても、団員数と加入率が減少傾向にあることから、子どもの運動機会の充実とスポーツ離れを解消する取組が必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
学校体育の充実	<p>学力向上プロジェクトにおいて体育科の授業についても授業改善を行います。「授業のポイント5」、「授業の湖南市スタイル」を活用し、子どもが主体となる授業を展開します。</p> <p>また、始業前・中休み・昼休み・放課後・下校後など、教科外の時間において継続して運動遊びを行うことにより、子どもたちに運動遊びの習慣を身につけさせ、体力の向上を図ります。</p> <p>子どもを運動好きにすることをめざして、小学校における「健やかタイム」を推奨するなど、運動やスポーツを楽しみ、心身ともに健康な子どもの育成に努めます。</p>	学校教育課
子どものスポーツ機会の充実	<p>子どもの体力低下や運動・スポーツをする機会が減少する中、幼児期の運動においては遊びを通じて楽しみながら様々な筋肉や神経を使って体を動かすことが、その後の青年期における運動能力に良い影響を与えます。幼児期の運動や遊びを体験できる機会を充実させる取組に努めるとともに、生涯における豊かなスポーツライフを実現するため地域、スポーツ団体と連携し、健康づくりに努めます。</p> <p>また、湖南市ちよいスポクラブでは、複数の種目のスポーツが経験できる地域のスポーツクラブとして、子どもの運動離れの解消に大きな役割を果たしており、継続して加入促進に取り組みます。</p>	生涯学習課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
小学生の一週間の運動スポーツ実施時間が 420 分以上の割合（授業を除く）	男子 51.6% 女子 26.9%	男子 53.2% 女子 28.8%

施策 4－3 学校保健の充実

【現状と課題】

各校では年間計画に基づく保健学習を実施するとともに、調査・健康診断・健康観察などを行っています。児童生徒の疾病を予防したり異常を早期に発見したりするために、健康に対する知識を増やし意識を高めることが大切です。

また、アレルギー疾患のある児童生徒の把握と、救急体制の整備・救急処置の訓練を実施し、保健管理を徹底しなければなりません。子どもの健康を保持増進させるため、組織的な取組を展開します。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
学校における保健衛生の充実	<p>子どもの生活習慣の改善、向上を図るためには、正しい知識や望ましい生活リズムを身につけさせることが必要であり、家庭や地域と連携した取組を進めます。</p> <p>また、アレルギー疾患、喫煙、薬物乱用などに関する課題や、いじめ・不登校などのメンタルヘルス※の課題に対応するため、関係各課との連携を図り、保健衛生の充実に図ります。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
ブラッシング指導による歯磨きの習慣化とともに、小中学生へのフッ化物洗口※の取組	0 校	全小学校 9 校 全中学校 4 校

施策 4 - 4 食育の推進

【現状と課題】

「健康こなん21計画（第2次）＊」に基づいて、各学校における食育推進体制の確立や食に関する指導の充実、食育の日の取組や体験活動などを通じて、これまでから食育の推進を図ってきました。

しかしながら、現在においても貧困や偏食などによる子どもの食生活の乱れ、子どもの肥満傾向の増大などが課題となっています。今後も、食育の推進に向けた取組を継続するとともに、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食に関する指導の体制整備が必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
学校における食育の推進	<p>望ましい食習慣の形成には幼少期からの規則正しい食生活が重要です。しかしライフスタイルの多様化により、家庭だけで望ましい食習慣を身につけることは困難となっています。</p> <p>家庭の次に多くの時間を過ごす保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校での食育を充実させ、家庭・地域との連携を図りながら、地産地消を取り入れた給食の提供や偏食の減少などの推進に力を入れ、望ましい食習慣の形成を支援していきます。</p> <p>また、教材を用いた食育指導や栄養教諭・学校栄養士・調理師などによる食育授業を充実させ、児童生徒が給食の献立作成をする体験や食について学ぶ機会を増やしていきます。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小学校5年 83.5% 中学校2年 84.8%	小学校5年 86% 中学校2年 86%
ふれあい食育教室＊の実施	9校	13校

政策5 一人ひとりが大切にされる教育・支援

- ◆インクルーシブ教育の考え方を大切に、自尊感情の醸成により、課題に対して周りの仲間と相談しながら、力を合わせ困難を切り拓いていける力を育てます。さらに、きめ細やかな特別支援教育を実施するうえでは、通常学級以外での学習の場や学び方が重要となっており、特別支援学級の在籍者が増えている現状から、在籍者のニーズに応える専門知識の能力向上に努めます。
- ◆県の関係機関、関係各課、発達支援室や少年センターと連携したケース会議などの開催により、課題を抱える子どもや家庭への支援の充実を図ります。また、いじめ・不登校などのメンタルヘルスに関する問題に対応するため、子どもの心に寄り添い、適切な支援につなげていきます。

施策5-1 特別支援教育の推進

【現状と課題】

ともに学ぶことに配慮しつつ、支援の必要な子どもが力を十分に発揮できるよう、必要な教育的支援を行おうとするインクルーシブ教育の推進に向けて、取組を進めてきました。これまでから、アセスメントの充実や必要な合理的配慮の提供のために、専門家チーム会議（2か月に1回）や巡回相談担当者会議（月1回）を定期的実施しています。また、特別支援コーディネーター会議を年4回実施し、市内の特別支援教育に関わる内容について共通理解して取り組んできました。

今後は個別の指導計画・教育支援計画に記載する内容のさらなる充実と活用、放課後等デイサービスなど児童生徒の利用する福祉サービスとの連携が課題です。ことばの教室では校園との連携を図るため、毎年2回、市内全校園を訪問し、通級生の個別の指導計画を提供し情報交換を行っています。また、指導員全員で支援検討会議を定期的に行い、支援方法について検討するなど、アセスメント力の向上に努めています。さらに、長年続けている読み書きチェックの考察を基に教材を作成するなど、各学校の指導に役立つ取組を進めています。

今後も、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という理念に基づき、個別の指導計画を軸とした根拠ある合理的配慮の提供と、個に応じた多様な学びの場の充実に継続して取り組む必要があります。中学生の指導に関わる専門性の担保など、指導員の専門性の向上や人員の充実が求められています。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
インクルーシブ教育を実現するための特別支援教育体制整備	<p>合理的配慮の決定・合意形成のためにアセスメントの充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築に向けて基礎的環境の整備に努めます。巡回相談を活用し、個に応じた適切な就学支援を進めるとともに、巡回相談担当者会議や湖南省専門家チーム会議*で、より専門的な立場からの検討や医療的な助言を得られるようにします。</p> <p>子どもたち一人ひとりの特性や障がいの状況・程度などを的確にとらえた「個別の指導計画」を作成し、その能力を最大限に伸ばすよう努めます。</p> <p>また、「湖南省発達支援システム」を活用しながら関係機関と連携し、子どもが自立し社会参加できる力を一層高めます。</p> <p>保護者・本人との合意形成を図りながら合理的配慮を提供できるよう、保護者への個別の指導計画の提供を行い、活用を図ります。</p> <p>子どもの教育的ニーズに最も応えられる学びの場を検討する、就学支援委員会の取組を継続して行います。</p> <p>また、通常の学級・特別支援学級における支援のあり方を視点とする授業改善を推進し、一人ひとりの学力の向上に努めます。</p>	学校教育課
湖南省ことばの教室の運営	<p>各中学校区に「ことばの教室」を設置しており、アセスメントに基づいた個別の指導を実施します。</p> <p>また、一人ひとりの教育的ニーズを受け止めることができるよう、各中学校区に設置されている通級指導*教室においても、通級指導と相談支援の充実を図ります。</p> <p>湖南省発達支援 IT ネットワーク*を活用し、指導記録を蓄積するとともに、園・学校訪問による、関係機関と校園との連携強化に努めます。加えて、市内の保育・教育関係者を対象として研修会を開催し、市内全体の特別支援教育の質の向上を図ります。</p> <p>市内小学1,2年生に読み書きチェックを実施し、その結果や支援についての情報を各小学校に提供することで、読み書きの力を高める取組を進めます。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
通級指導教室通級生の「個別の教育支援計画（新様式）」作成率	令和2年度より実施	100%

施策 5-2 児童生徒への支援・相談体制の充実

【現状と課題】

平成 30 年度からは各中学校区に 1 人ずつの巡回相談員を配置し、よりきめ細やかな相談事業が可能となりました。学校とふれあい教育相談室*の連携が円滑にされており、初期の段階での対応が進んでいます。複雑化する不登校の要因や支援の在り方をアセスメントできるよう、学校およびふれあい教育相談室と関係機関との連携を深めるとともに、特別支援教育の観点からも積極的なアプローチを行い、一人ひとりが自信を持って一步を踏み出せるよう支援することが必要です。

いじめについては、校長会、教頭会、生徒指導主任・主事会でも情報を共有しながら、早期発見・対応に取り組むことで認知件数は上がり、早い段階で対応できているケースが増えています。重大事態に至る前にできるだけ対処できるよう努めていますが、いじめ自体をなくすことは容易なことではないため、日々の学校現場での見守りや指導を丁寧に行っています。不登校生徒についても早期対応に努め、関係機関とも連携しながら対応をしていますが、発達課題などもある児童生徒もいるので、不登校児童生徒数を減らすことは容易ではなく、ケース会議などを開きながら各機関が連携して粘り強く関わりを続けていきます。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
いじめの未然防止・早期発見・早期対応	<p>「湖南省いじめ問題対策連絡協議会等条例」および「湖南省いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <p>いじめや命の大切さについて考える取組「湖南省いじめをなくそうサミット*」は、保護者の参加を得て充実してきています。各校で児童生徒が主体となった特色ある活動を展開することにより、一人ひとりが「いじめはいけない」と認識し、進んで行動しようとする決意をもった児童生徒を育てます。</p> <p>また、自尊感情の向上のために「地域の行事への積極的な参加」を呼びかけ、地域とともに子どもを育てる取組を進めていきます。今後は、各学校で子どもたち自身が命の大切さを自覚し、青春祭(あおはるさい)*などの場を活用したり地域にも発信したりすることを通して、いじめをなくすための行動を起こせるよう取組を工夫します。</p>	学校教育課

具体施策	内容	担当課
さまざまな今日的教育課題への対応	不登校数の減少に向けた取組として、市の巡回相談システムなどを利用し、迅速かつ丁寧な対応をしていきます。ケースによっては「ふれあい教育相談室」での指導を依頼し、教室復帰に向けた取組を行っていきます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカーの配置	小学校 6校 全中学校 4校	全小学校 9校 全中学校 4校
不登校児童生徒の関係機関との連携率	小学校 65.3% 中学校 83.4%	小・中学校 85%以上

政策6 就学前教育の充実

- ◆子ども一人ひとりに応じて、切れ目ない支援を行うため、幼児期から就学期における子ども育ちの連続性を確保し、一人ひとりの育ちに応じた幼児教育を推進します。

施策6-1 一人ひとりの育ちに応じた幼児教育の推進

【現状と課題】

平成29年3月に改訂された幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針において、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から構成される資質・能力を一体的に育むように努めることが示されました。三つの柱に沿って内容の見直しが求められています。

小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力をさらに伸ばしていく取組が必要です。

図書館ではこれまでから乳幼児向け絵本や知識の絵本、物語の本など幅広い児童向け資料を収集、整理し提供してきました。今後も継続して資料の収集・整理・提供を行う必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
園・小学校との連携 (再掲) 41 ページ	子ども一人ひとりの健康や成長、発達の過程などを就学先の小学校との間で共有し、幼児期から就学期における子どもの育ちの連続性を確保していき、さらなる連携を図ります。また、入学した児童が、幼児期の教育における遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、学びに向かうことが可能となるようにするためのスタートカリキュラムの充実を図ります。	学校教育課
乳幼児向け図書の充実	図書館ではそれぞれの年齢の児童に向けた幅広い分野の資料を収集、整理、提供しています。また、母子保健担当部局が行っているブックスタート事業に協力し、4か月児健診時に保護者に対して本の大切さを伝えるとともに、誰もが本に触れることができる環境づくりに努めます。	図書館

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
保幼小連携教育研修会の参加者数	0人	26人
乳幼児向け絵本コーナーの設置	2館に「はじめてであう絵本」コーナーの設置	継続

基本的方向 2 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上に取り組む

政策 7 学校・家庭・地域の連携と協力により教育力を高める

- ◆家庭や地域のネットワークを広げ、すべての学校においてコミュニティ・スクールの導入に努めます。また、地域と学校が連携して子どもを育てるコミュニティ・スクールからさらに発展させ、地域まちづくり協議会との協働に努め、「スクール・コミュニティ※＝学校と協働して子どもを育てる地域」づくりを進めます。
- ◆「さまざまな人とのふれあい」や「働くことの喜び」を重視した体験活動により、社会を生き抜くうえで必要な、自立・協働・創造力や生きる力を育みます。
- ◆地元企業などの社会貢献活動と連携を促進し、学校教育環境の充実を図ります。

施策 7-1 地域と共に歩む学校づくりの推進

【現状と課題】

今日まで、地域ぐるみで学校を支援し、共に子どもを育てる活動を図るため地域学校協働本部を小学校全9校、中学校全4校、計小中全13校に設置するなど、「全ての学校がコミュニティ・スクールへ」を方針に地域と共に育てる湖南省ビジョンのもと、地域と共に歩む学校づくりの拡充を進めてきました。

子ども育ての具体的な取組を学校・地域・家庭で共に考え、実行していくコミュニティ・スクールへ移行・発展していくためには、地域全体で将来の担い手である子どもを育てる気運をさらに高めていく必要があります。

また、新学習指導要領には「地域に開かれた教育課程を目指す」と示されており、その実現には地域との連携・協働が不可欠です。各小中学校においては、これまでから地域と連携し、学習会やまちづくりセンターまつりなどの事業が実施されています。今後さらに地域との連携・協働を深めていくことが必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
地域と共に歩む学校づくり	<p>本市では、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部を導入し、両者の連動性と違いを明確に周知や融合を図りながら、家庭・地域の人々との協働と参画による学校づくりを進めています。</p> <p>今後も、学校・家庭・地域が一体となって学校運営協議会（理事会）の設置の推進や子ども育ての課題の共有化を図ります。</p> <p>また、新学習指導要領に示された「地域に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域との連携・協働を推進します。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置	小学校 7 校 中学校 3 校	全小学校 9 校 全中学校 4 校
地域学校協働本部事業の取り組み	全小学校 9 校 全中学校 4 校	継続

施策 7-2 自立・協働・創造力を持つ子どもの育成

【現状と課題】

地域社会における人間関係の希薄化や少子化が進むなかで、子どもたちの豊かな成長に欠かせない、多くの人や社会・自然などに直接ふれあう体験の機会が乏しくなっています。さまざまな、ひと・こと・ものに触れる本物体験や感動体験を通して、子どもたちが主体的に行動する力・生きる力を養うことが必要です。しかし、本物体験や感動体験といったより良い体験活動を実施することは、教員の資質による部分が大きいことが課題となっています。

このことから、本市ではこれまでから、小中学校全てに地域学校協働本部を設置するとともに、小中学校 10 校にコミュニティ・スクールを導入し、各学校において体験活動を円滑に実施できる環境づくりに取り組んできました。「地域による子ども育て」を基本方針とし、今後も、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部や関係団体とも連携し、多様な体験活動を進めるとともに、児童生徒の自主的な活動を促す取組を進めます。また、コミュニティ・スクール未設置の学校には設置へ向けた取組を推進します。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
体験的活動の推進	豊かな人間性、自ら学び・自ら考える力といった生きる力を育むため、「地域とのつながり」をキーワードにした多様な体験活動を展開します。コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の協力を得ながら、関係団体とも連携し、内容が濃く・質の高い体験活動の実施に努めます。また、各学校における体験活動のさらなる円滑な実施に向け、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部への支援を行います。	学校教育課

施策 7-3 地域や地元企業との連携促進

【現状と課題】

地元企業からの寄付行為など、学校教育を支援する輪が広がりつつあります。このような企業の社会貢献活動に応え、地域社会へ広く周知することにより、地元企業との連携強化、学校教育環境の充実の好循環を図ることができます。このことから、平成 25 年 4 月より、「**湖南省学校教育きらめきサポーター事業**※」を実施し、地元企業や団体による学校支援の輪の拡大に努めてきました。

これまでの取組を継続するとともに、地域・地元企業とのさらなる連携促進に向けた仕組みづくりが必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
企業などの社会貢献活動の促進と学校教育環境の充実の好循環	企業・事業所や団体による寄付行為などの学校応援の輪を拡大するとともに、学校教育環境のさらなる充実と企業・事業所や団体の社会貢献活動の推進の好循環を図るため、「学校教育きらめきサポーター事業」の取組を継続して推進します。	教育総務課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
学校教育きらめきサポーター事業 認証事業所数	3 事業所	5 事業所

政策 8 「学び」を身近に感じ、「学び」を実践できる環境をつくる

- ◆市民が社会や地域の魅力や課題についての学びを深め、その力を発揮し、地域社会における多様な担い手になることをめざし、生涯学習の機会を提供するとともに、学びの成果を地域に生かせる仕組みの構築を図ります。
- ◆市民一人ひとりがスポーツ文化をそれぞれの地域で育み、日常生活のなかに定着できるよう、市民のスポーツライフに合わせた健康、体づくりが行える生涯スポーツの環境づくりを進めます。
- ◆文化財に関する講座の開催により、地域の歴史文化に親しむ機会の充実に努めます。また、市内の文化財の保存と活用に関する基本的な方針を定めます。
- ◆市民と連携しながら美術展やコンサートの開催など、市民との協働による文化・芸術の振興を図ります。また、文化や芸術に親しむ心を育むため、市民による活動を支援しながら発表の場や、鑑賞の機会を増やしていきます。
- ◆すべての市民の人権が尊重され、お互いを認め合うまちを創るため、人権教育の推進および啓発に取り組みます。

施策 8-1 多様な学習機会の充実

【現状と課題】

人は豊かで充実した人生を築くために、生涯を通じて学び、自らの向上と自己実現に向けて、それぞれの人生を歩んでいます。学びのためには、市民の知る権利を保障することが重要です。

(地域に密着した学習機会の提供と人材の育成)

人口減少や少子高齢化などの社会の変化に伴い、市民一人ひとりが社会や地域の課題への学びを深め、その力を発揮し、社会に参画し地域社会における多様な担い手となることが求められています。しかし、現状では市民が体系的に学び、力を発揮できる場や仕組み、参画の機会が十分とは言えません。人が学び合い、支え合って、ともに育ち、地域でいきいきと暮らすことができ、学習と行動が循環する市民全体の生涯学習社会*を実現していくために、生涯にわたって学習する機会と場の充実が欠かせません。また、生涯学習に関する情報を提供することで、市民の学習活動を支援していく必要があります。

（公立図書館の充実）

図書館は、市民の知る権利を保障する生涯学習の中核施設です。市民が必要とする資料を揃え、資料と市民を結ぶ市民の主体的な学びを支援しています。

市には、石部・甲西の2つの図書館があり、図書館から離れた地域・園・小学校へは移動図書館車が巡回し、図書館サービスを提供しています。図書館に来ることが難しい市民に対しては、平成30年11月より電子図書館を開設し資料サービスを行っています。「くらしのなかに図書館を」を基本目標に、図書の貸し出しや調べものの相談のほか、講座や講演会などの集会行事にも取り組むなど、さまざまな図書館サービスを提供しています。

また、他部局との連携や、ボランティアへの支援など、地域の人々との協働も進めています。今後は、より多くの市民に利用・活用されるために、市民の財産である蔵書の充実を図り、施設内でも案内表示を工夫するなど、利用しやすい環境をつくり、より良いサービスを提供するとともに、図書館利用についてホームページの活用を含め効果的なPRを行うことが必要です。電子図書館については提供できる資料数がまだ少なく、今後の資料の充実とPRが必要となります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
地域に密着した学習 機会の提供と人材の 育成	地域の課題解決や多様化する市民ニーズに応じた学習機会の充実と情報提供に努めるとともに、生涯学習の推進を図るため、地域にある身近な場所で主体的に学習活動が行えるよう、学びの場づくりを支援します。 また、地域の文化や学びの成果を活かして、市民が体系的に学び、力を発揮できる場や仕組みの検討、市民参画の場の充実と社会教育団体の育成支援に努めます。	生涯学習課

具体施策	内容	担当課
<p>公立図書館の充実</p>	<p>図書館がその機能を果たすためには、新鮮で魅力的な資料があること、資料を知り、資料と市民とを結ぶ職員がいることが大切です。市民のニーズを把握し、両図書館および移動図書館で、蔵書の充実を図ります。</p> <p>施設内では、だれもが快適に利用できる環境を整えるとともに、社会の変化に対応したサービスの実施に取り組みます。</p> <p>また、利用案内チラシやホームページを活用することで、図書館を利用していない人へのアプローチも図ります。</p> <p>図書館に来館することが難しい市民に対しては平成30年11月に開設した電子図書館によって資料提供を図ります。また、地域資料のデジタル・アーカイブ化に向けて環境を整えます。</p> <p>市民の生涯学習推進の拠点施設として、展示や講座、講演会などの集会行事を実施し、文化情報の発信をめざします。</p> <p>地域との協働においては、展示・講演などの活動発表の機会の提供に努めます。</p>	<p>図書館</p>

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
<p>図書館の年間新規利用登録者数</p>	<p>793人</p>	<p>893人</p>

施策 8-2 健康スポーツと生涯スポーツの推進

【現状と課題】

近年のスポーツ活動の傾向として、競技性の強いスポーツよりもジョギングやウォーキングなど、健康の保持増進やリラックスを目的とした軽い運動を実施している人が多くなってきています。また、だれでも気軽に参加できるスポーツイベントや健康づくりのための教室などにも高い関心があります。

今後は、老若男女、障がいや国籍に関係なくさまざまな市民が、それぞれの目的に応じたスポーツ活動を日常的に親しみ、気軽に参加できるスポーツ環境を充実させる必要があります。

また、家庭や地域、各種スポーツ団体、近隣の大学などが連携し、地域スポーツの活性化と市民の健康づくりの促進を図る必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
ライフステージに応じた体と心を癒すスポーツ機会の充実	<p>自らがいつでもリラックスして行えるスポーツの推進や、障がいのある人や外国籍の人も気軽に参加できるイベントの提供、さらにはだれもがスポーツボランティアとして参画できる環境など、スポーツに携わるさまざまな機会づくりを推進します。</p> <p>また、親子や仲間で気軽に参加できるスポーツ機会の充実や、女性指導者の育成、あるいは初めて参加する人にもできるスポーツの提供を推進するなど、積極的なスポーツ情報の発信に努めます。</p>	生涯学習課
いつでも、どこでも、だれでも親しむことができるスポーツ環境の充実	<p>地域や各種スポーツ団体、近隣の大学などの高度な人材やスポーツに関する幅広い知識の活用、各種スポーツ団体からの情報提供など、さまざまな資源を最大限に活かし、連携・協働して地域スポーツの活性化に取り組みます。</p> <p>また、令和6年(2024年)の滋賀国民スポーツ大会[*]や全国障害者スポーツ大会も視野に入れ、指導者の育成や一貫教育体制、大学などと連携した現役アスリートからの指導によるジュニア・アスリートの育成を推進します。</p> <p>施設面では、安全でだれもが利用しやすい社会体育施設の環境整備をめざし、効率的な利用促進や計画的な施設改修に努めます。</p>	生涯学習課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
成人の週1回以上のスポーツ実施率（湖南市民の運動・スポーツ活動と地域生活に間する実態調査による）	39.9%	42.5%
湖南市スポーツフェスティバルの参加人数	888人	1,000人

施策8-3 地域の歴史文化の保存と活用

【現状と課題】

これまでから、学芸員や地域の郷土史家による地域の歴史や文化、文化財に関する講座の開催や、東海道石部宿歴史民俗資料館、図書館での企画展示を行うことにより、地域の歴史や文化に親しむ機会の充実に努めてきました。これまでの取組を継続するとともに、郷土の歴史文化や暮らしについて、市民の理解を深め、市民共有の財産として次世代に継承していく必要があります。特に湖南三山をはじめとする市内の文化財については、保存と活用に関する基本的な方針を定めることが求められています。

また、関係機関および有識者や市民との協働により、こういった活動を展開できる体制づくりが必要です。市民一人ひとりが住むまちについてよく知ることは、魅力的なまちづくりを進めるためにも重要です。地域文化を支えるためにも、関係機関と連携を図りながら地域文化の情報発信をさらに強化していく必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
歴史文化と地域文化の保存と活用	市内の有形無形の文化財を次世代に継承していくため、保存と活用に関する基本的な方針を定めるとともに、関係機関と連携し、文化財などの保存・活用方法について検討する体制づくりに取り組みます。 また市民が地域の歴史や文化を学び、親しむ機会の充実に努めます。魅力ある郷土の歴史や伝統文化を広く発信するとともに、これらの記された図書や資料の収集に努め、図書館などにおいて、保存・提供を行います。	生涯学習課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
歴史・文化財教室、講座などの参加人数	244人	250人
東海道石部宿歴史民俗資料館の入場者数	1,200人	1,300人

施策8-4 新たな市民文化が育つ環境の充実

【現状と課題】

文化芸術にふれることは、人生に豊かさと潤いをもたらします。また、文化芸術を媒介役として、人と人が会うことで新たな市民文化の醸成が期待できます。このため、文化芸術を支える団体への支援や育成を図り、各種サークル活動など市民の文化活動の支援や、文化芸術の鑑賞機会の充実を推進するとともに、環境整備や市民への情報提供をしていく必要があります。また、会員が固定化・高齢化している団体もあり、活動を持続するための取組が課題です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
市民との協働、市民への支援による文化の振興	市民との協働や、市民主体の文化芸術事業の継続開催と内容の充実を図るとともに、市民による文化芸術を支援し、発表や参加の機会の拡充に努めます。 また、文化振興につながる情報提供に努めます。	生涯学習課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
文化振興条例の策定	未策定	策定
市文化祭への出品数・出演者数	450点・445人	460点・450人
市美術展への出品数	281点	290点

施策 8-5 人権意識の向上

【現状と課題】

人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解・認識を培うために、地域や職場、PTAなどの各種団体では学びの場を設定し、人権問題についての学習が行われています。また、人権まちづくり会議や人権まちづくり懇談会では、市民が主体となって人権問題に取り組むという意識も高まってきました。しかし、現在もなお同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権など、さまざまな人権問題が存在しています。

市民一人ひとりが人権を尊重する意識がもてるよう、人権問題は自分の問題であると認識できる学習機会の場をさらに充実させることが重要であるとともに、地域や各種団体と連携して人権を尊重するまちづくりを進める必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
関係団体との連携・協働による市民への啓発活動の推進	市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の精神を日常生活に活かせるよう、さまざまな場で人権について考える機会を設けます。また各種団体と連携し、人権尊重の精神にあふれたまちづくりを進めます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
出合い・気づき・発見講座※や保護者講座の参加者のアンケートで「大変良かった」、「良かった」と回答した人の割合	88%	90%
人権まちづくり懇談会で人権について話し合い、学ぶ活動への市民の参加人数	1,648 人	1,800 人

政策 9 家庭の教育力を高める

- ◆家庭教育の自主性を尊重しつつも、地域や学校・PTAをはじめとする豊かなつながりのなかで家庭教育が行われるよう、地域コミュニティとの協働による家庭教育支援を強化します。
- ◆社会で家庭教育を支える必要性が高まっていることから、家庭教育支援を推進するための人材育成に努めます。

施策 9-1 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

スマートフォンやインターネット、SNSを利用した新しい交流など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。これらの利用は安全に正しく使うことができればとても便利なものです。しかし、不適切なスマートフォンやSNSの利用が、基本的な生活習慣の乱れにつながる要因となっており、子どもはもちろん保護者のためにも、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。

このことから、家庭での教育だけでなく、地域や学校・PTAをはじめとする関係機関が連携し、スマートフォンやSNSの適切な活用など基本的な生活習慣を育成する取組を進める必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
ICT リテラシー教育の推進	スマートフォンなど情報機器の正しい使い方が実践できる取組を、子どもたちへの実態調査・保護者への啓発と併せて実施し、「 湖南省市スマホ使用3ヶ条* 」の浸透を図ります。また、PTA・学校・子どもとの連携を通じて、情報機器の「使用マナーの意識化、使用のルールづくり」をさらに進めます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
教職員を対象としたICTリテラシー講座の開催	小学校4校 中学校2校	全小学校9校 全中学校4校

施策 9-2 家庭教育を支援する人材育成

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化のなかで、家庭の教育力の低下が指摘されており、子育てに悩みや不安を抱えたり、孤立感を感じるなど支援を必要とする親がいます。

このことから、家庭の教育力を向上させるための学習機会や情報の提供、相談できる場づくりの充実を図るための取組が必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
親育ての場の提供と人材の育成	各家庭で、親の自主的な判断に基づき家庭教育が行われるためには、子育てに関する親の不安や悩みを解消する場が必要なことから、悩みを抱える親が相談できる場づくりの充実に努めます。また、関係機関と連携し、子育てに関する学習機会や情報の提供に努めます。 さらに、社会全体で家庭教育を支える必要性が高まっていることから、助言や指導を行えるよう人材の育成に努めます。また、地域全体で子育てに対する意識の向上と輪の拡大に努めます。	生涯学習課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
家庭教育講座の参加人数	102 人	110 人

政策 10 青少年の健全育成を図る

- ◆地域における活動を通して、リーダーの役割や手法を学ぶ機会を創出し、リーダー的役割を担う人材の育成を図ります。さらに、家庭や地域の協力を得て、青少年が地域で活動する場を創りふれあうことで、家庭や地域を大切にすることを養います。
- ◆青少年の健全育成において、家庭環境は重要な場であることから、青少年育成に関わる関係機関や団体などと連絡を密にし、家庭・地域・学校が互いに情報を共有しながら、地域の特色を活かした取組を推進します。

施策 10-1 青少年の交流と活動の推進

【現状と課題】

今の子どもたちには、自然体験や社会体験などの活動する機会が不足しています。そのため、子どもを取り巻く社会環境の変化のなかで、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力や行動する力、協調性や思いやりなどの生きる力を育むことが重要となっています。地域社会においては、自然やさまざまな人たちとのふれあいを通じて、自然や社会の仕組みなどを学んでいくことが大切です。

自立心と社会性を養い、活気あふれるまちづくりにつなげるためにも、子どもが地域住民と交流する機会や、社会参加をする機会を提供し推進することが求められています。また、青少年たちが地域活動における次代のリーダー的役割を担う存在となるよう、さまざまな活動を通じて人材を発掘し、育成することが必要です。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
青少年の体験活動の機会の充実と社会参加の促進	各種青少年団体の育成支援と、青少年育成市民会議、学区民会議をはじめとする青少年に関わる各種団体への支援を通じて、体験活動の機会の充実に努めます。 また、青少年の活動の場がつけられるよう地域に働きかけを行い、子どもと地域住民との交流の機会を促進するとともに、青少年が社会や地域に参画する機会の提供に努めます。	生涯学習課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
10 代の青少年を対象とした事業の実施（「青春祭」など）	実施	継続

施策 10-2 青少年健全育成活動の推進

【現状と課題】

さまざまな情報が氾濫し、青少年を取り巻く環境が著しく変化している中で、地域の教育力向上や地域ぐるみの青少年の健全育成が求められるようになっていきます。人間性や社会性を育みながら、子どもと大人のふれあいを通じ、地域全体で子どもたちを守り育てる意識を醸成し、青少年にふさわしい環境づくりが必要です。

青少年の健やかな成長を阻害する要因の増加は憂慮すべき状況にあります。地域においても、不審者の問題などで子どもの安全が脅かされている状況があります。青少年の非行防止活動の推進と、さまざまな犯罪から子どもの安全を守る活動を進める必要があり、巡回活動の実施や各地域の啓発活動を活発に行いながら、各種団体との連携をより一層図ることが求められています。

また、少年非行の問題は、規範意識の低下や複雑かつ困難な家庭環境からくる生活の乱れなどが大きな要因となっています。だれからも支援を得られないまま学校・社会から遠ざかってしまう中で非行に走る例も少なくありません。課題をもつ少年への対策を含め、青少年の健やかな育ちのための事業や制度の推進を図る必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
関係機関と連携した活動実施と、課題をもつ少年の対策・居場所づくり	青少年育成市民会議・学区民会議をはじめとして地域住民の協力を得ながら、青少年にふさわしい環境づくりのために、地域で子どもを守り育てる輪の拡大に努めます。 また、関係機関と連携し巡回活動の実施を推進します。 非行など課題のある少年については、生活改善や就学・就労対策を行う一方で、さまざまな問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる少年が、自分自身を見つめ直して健やかな成長をしていくために、カウンセリング機会を設けるなどの支援を行います。	生涯学習課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
無職少年の就労のための企業訪問の実施回数	12 回	20 回
課題をもつ少年や家族との専任カウンセラーによるカウンセリング回数	週 1 回	継続

基本的方向3 安全・安心で質の高い教育環境を整備する

政策11 信頼される学校を創る

- ◆子どもたちが安全・安心な環境で過ごせるよう、防災機能強化などの環境整備を図るとともに、自分の安全は自分で守るための能力を身につけさせる安全教育を推進します。
- ◆保護者や地域住民の理解と参画を得て「地域と共にあゆむ学校づくり」を進め、地域の教育力の活性化に取り組みます。

施策11-1 安全教育の推進

【現状と課題】

（学校における安全教育の実施）

現在、本市では「発達段階に応じた防災教育」を各校で展開しています。小中学校共通の取組として、年2回以上の「火災・地震・不審者侵入」に対応する訓練を実施しています。どの学校も訓練時には真剣な態度で取り組めており、災害時の心構えなどを学んでいます。また、消防署や警察署とも連携して訓練を実施し、専門的な視点から助言をいただいているところです。

児童生徒が、日常生活のなかで「危機意識」をもち、被災時における「的確な判断力」を身につけることができるよう、避難訓練時だけでなく教育活動全体を通して学ぶ環境を整えることを、今後も各学校に指導する必要があります。

（通学路などの安全対策）

通学路などにおける児童生徒の交通事故防止を図り、安全な通学路を確保するためには、道路事情の変化などに応じた通学経路の見直しや、危険箇所の把握を定期的に行うとともに、地域ぐるみで児童生徒の安全を確保する支援体制の推進を継続することが必要です。

また、令和元年5月に起きた歩道で信号待ちをしていた園児の集団に車が突っ込み園児が死傷するという痛ましい交通事故を受け、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても同様に安全対策を講じる必要があります。

通学路などに関わる関係機関が連携し、安全点検の実施や情報交換および課題への対応策を検討し、改善に向けた取組を進める必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
安全教育の実施	<p>警察署などと連携し、小学生は横断歩道の渡り方、中学生は自転車の安全な乗り方を中心とした交通安全教室を実施します。</p> <p>また、消防署などと連携して避難訓練を実施します。授業時間中に予告して行う定期的な訓練だけでなく、休み時間の訓練や保護者への引き渡し訓練など、さまざまなケースを想定し工夫をして訓練に取り組みます。</p> <p>不審者に遭遇した際には、その場を離れる、近くの大人に助けを求めるといった対応が児童生徒に求められます。どのような場面においても自ら判断し対応できるよう、生徒指導担当を通して指導に取り組みます。</p>	学校教育課
通学路などの安全対策	<p>児童生徒が安心して通学できるように、通学経路の確認や見直しを定期的実施することを促すと同時に、ボランティアや地域のさまざまな団体の協力を得ながら、児童生徒の登校中の見守り活動などの取組を推進します。</p> <p>また、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても同様に危険箇所を把握するため、湖南省市通学路安全推進プログラム※を見直し、健康福祉部幼児施設課についても組織の構成員とします。通学路などに関わる関係機関が連携し、通学路や未就園児の移動経路の危険箇所についての合同点検の実施、対策の検討をはじめとする取組を効果的に進めながら安全確保に努めます。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
消防署と学校防災教育コーディネーター※が連携して行うモデル型避難訓練校の実施校数	小中学校0校	全小中学校13校
地域まちづくり協議会や保護者と連携して行う訓練	小学校2校	全小学校9校
通学路など危険箇所の合同点検箇所（累積）	116か所	380か所
通学路など危険箇所の対策実施箇所（累積）	55か所	116か所

施策 11-2 開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

学校からの情報発信としては、定期的な校報やホームページ、タウンメール、プレスリリースなどによって、各校の活動の様子や情報を保護者をはじめ、地域の方に発信しています。しかし、ホームページの更新は専門的な知識や技術が必要なために、各校での発信状況にばらつきがあることが課題です。

各校において定期的に自己評価・学校関係者評価を行っていますが、評価項目が不明瞭な状態です。客観的な視点で学校の教育活動を評価することが必要です。

また「**滋賀教育の日**※」の取組として、これまでから、授業参観など、学校の公開に努めてきました。今後も教育について考える機会の充実を図るために、各校において、取組内容を工夫していく必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
絶えず地域へ情報発信する取組	<p>各校の活動の様子は、定期的な校報やホームページ、タウンメール、プレスリリースなどによって積極的に発信するように努めます。また、保護者懇談会や学校運営協議会などを通じて、学校の現状や今後の活動を広報していきます。さらに、学校公開や地域を交えて実施する行事など、子どもたちの様子を伝えていきます。</p> <p>学校評価としては、定期的に自己評価・学校関係者評価を継続しながら、客観的な視点でも学校の教育活動を評価できるように努めます。</p> <p>各校では、「滋賀教育の日」の活動に賛同し、学校公開の場を設定しています。児童生徒への教育について、保護者や地域住民とともに考える場を継続して設けます。また、各校において新たな取組について模索します。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
学校公開日の実施校数	全小学校 9 校 全中学校 4 校	継続

政策 12 教育環境の充実を図る

- ◆学校施設整備は、地域の拠点としての役割を踏まえつつ、良好で質の高い教育環境を確保できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン^{*}を推進しながらトイレの洋式化やICT環境整備など、学校施設の機能向上を図ります。また学校施設の老朽化が進んでおり、計画的な長寿命化改修と適切な維持管理をおこなうことが重要であることから、学校施設における維持管理計画などを策定し、限られた財源のなかで効率的に改修などができるよう取組を進めます。
- ◆子どもを取り巻く食問題への対応は、ますます多様化することから、アレルギー対策など学校給食を中心に教育活動全体を通じて、食の教育を推進します。

施策 12-1 学校環境整備の充実

【現状と課題】

これまでから学校環境の充実を目的に年次計画に基づき、耐震化工事や熱中症対策として空調設備整備を実施し、すべての小中学校で完了しました。しかしながら、築35年を経過した学校も多く、経年劣化による修繕が増加している現状があります。今後はさらなる発生が見込まれ、早急な老朽化対策が課題です。また、施設の老朽化対策とあわせて教育内容・教育方法などの変化や社会的変化に対応した施設の機能向上も求められています。将来的な学校のあり方も含め、限られた財源のなかで効率的で効果的に長寿命化改修や環境整備を実施する必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
学校施設的环境整備事業	学校施設の整備は、地域の拠点としての役割を踏まえつつ、良好で質の高い教育環境を確保できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進しながらトイレの洋式化やICT環境整備など、学校施設の機能向上を図ります。	教育総務課
効率的な施設改修の推進	小中学校施設の老朽化が進んでおり、計画的な長寿命化改修と適切な維持管理をおこなうことが重要であることから、学校施設における長寿命化計画を策定し、将来的な学校のあり方も含め、限られた財源のなかで効率的に改修などができるよう取組を進めます。	教育総務課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
学習用コンピュータ配備数	8.52 人に 1 台	3 人に 1 台
トイレ洋式化工事実施数	0 校	3 校
学校施設長寿命化計画の策定	未策定	策定

施策 12-2 学校給食の充実

【現状と課題】

平成 27 年度に運営を開始した現学校給食センターでは、市内の小学校 9 校、中学校 4 校、幼稚園 2 園に年間 193 日、保育園・認定こども園 8 園の 3・4・5 歳児に年間 217 日、1 日約 6,000 食の給食を提供しています。毎日の食事については、地場産物を適宜使用しながら、主食、副食、牛乳の完全給食を実施しています。

今後も、園児、児童生徒たちに栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、栄養士による学校での食育指導を行うなど食育の推進に取り組む必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
学校給食の効率的な運営	<p>児童生徒に栄養バランスの採れた給食を提供するとともに、栄養士による食指導や調理内容の充実に取り組めます。</p> <p>また、学校給食センターにおいて保育園・幼稚園・認定こども園、小学校低学年を対象にした見学会の開催や、卵アレルギー対応食の実施を引き続き行います。</p>	教育総務課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
小中学校に提供する和え物献立の残食率	小学校 10.6% 中学校 14.9%	小学校 10.4% 中学校 14.7%

政策 13 教職員の働き方改革を行い、教育の質的向上を図る

- ◆教員の実践的指導力、高度な専門知識や地域と連携・協働する力を向上させるため、各教員が自らの資質を磨き、豊かな教育の実現につながるよう、教員を支援する仕組みの充実を図ります。また、保護者や地域の信頼を得て学校教育を推進することは、教育実践の土台であることから、教員の不祥事防止研修に積極的に取り組みます。
- ◆各学校において業務の見直しを進め、地域や保護者の理解を得ながら、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、教育の質を高めるための働き方改革を進めます。
- ◆学校施設を運営する立場から、教職員もコスト意識をもち、施設管理を行うよう意識の醸成を図ります。

施策 13-1 教師力・組織的対応力アップへの取組

【現状と課題】

第2次ベビーブームに対応するため大量採用された世代の教員が退職の時期を迎え、経験の浅い教員が占める割合が増加し、ベテラン教員から新人教員への知識・技能の伝承が困難になっています。また、国際化や科学技術の進歩など、社会状況の変化に対応するため教員にもより高度な専門職としての資質が求められており、その育成が必要です。

そのため市では、自ら学び続ける教員の育成と資質能力の向上に向け、OJT[※]を取り入れつつ、各教員のニーズに応じた市内の学校・校種の枠を超えた研修の機会をもちます。受講後も市内教員をつなぐ研修を開催することにより、教員同士が授業・業務実践を継続的に行い、市全体へ成果の普及に努めます。

また、学校だけでは解決が困難なさまざまな問題に対しては、社会福祉士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー含め、専門的な観点から必要と思われる関係機関と連携することで、組織的な対応を図ってきました。家庭を支える仕組みづくりをめざすためには、関係機関とのさらなる連携を深めて行く必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
教員の資質と実践的指導力の向上	<p>「講師は本市の教員が行う」、「自分のニーズに合った講座を選択する」をコンセプトに「教師力アップセミナー※」を夏季休業中に実施します。講師を務める教員は、得意分野で力を発揮できるだけでなく、自己の実践を整理・分析する機会をもつことができます。また、受講する者は身近にある優れた実践にふれるだけでなく、受講後も講師とつながることによって積極的に授業実践を行うことができます。</p> <p>また、意欲と向上心をもった市内の若手、中堅教員対象の「湖南省現職アドバンス研修※」を教員養成に実績のある東京学芸大学との連携で行います。ともに研修を受けることで、「授業力の向上」という同じ志をもつ仲間としてつながるだけでなく、学んだ授業改善の方策を自己の実践につなぐとともに、市内各校の研修成果を普及する一助となります。</p> <p>さらに、教員が学校や校種の枠を超えて、気軽に指導方法について相談できる「きょういくげんき塾」は、塾生のニーズに合わせてテーマを設定し、先輩教員からの助言を通して主体的に学び合える場とします。</p>	学校教育課
組織対応と関係機関との連携強化	<p>園・学校や関係機関が、子どもや家庭を支える仕組みづくりをめざすために社会福祉士・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーや、関係機関と連携したケースワークを行います。</p> <p>そのために、各課題に対して長期・短期目標、役割分担を明確にしたアセスメントを立て、無理や無駄のない運営に留意していきます。「アセスメントシート」、「湖南省発達支援ITネットワークの記録」を蓄積することにより、ケース担当者が替わっても支援体制を引き継いでいくシステムを確立していきます。</p>	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
教員のニーズに合う多様な研修の開催（教師力アップセミナー）	19 講座	継続
市教委から各小中学校へ関係機関の活用促進・連携強化に伴う指導・働きかけ	年間2回×13校	年間3回×13校

施策 13-2 教職員の働き方改革の推進

【現状と課題】

社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。このような中、国の教員勤務実態調査（平成 28 年度）の集計でも、看過できない教員の勤務実態が明らかとなりました。

教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが必要です。

働き方改革を進めるため、専門家によるワーク・ライフ・バランス研修、校務支援システムの有効活用、学校における一定時刻で電話を受け付けないシステムの構築、部活動指導員の配置などをこれまで実施してきました。教員の意識改革も一定進み、会議の効率化、行事の縮減など、教員の負担は以前と比べると軽減されています。しかしながら、依然として超過勤務時間の多い教員も多数存在します。これまでの取組を継続するとともに校務分掌の見直しや、報告文書の縮減などにも取り組む必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
教員の働き方改革の推進	各学校において業務の見直しを進め、地域や保護者の理解を得ながら、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ります。また、教育の質を高めるための働き方改革を進めるため、外部講師を招き教員、保護者を対象とした「働き方改革研修会」を実施、全国の事例を聞きながら現状の課題を共有し、教員の意識改革に取り組みます。	学校教育課

【数値目標】

内容（指標）	実績値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
学校支援員の配置	60 人	70 人
部活動指導員の配置	4 人	8 人

施策 13-3 コスト意識の醸成

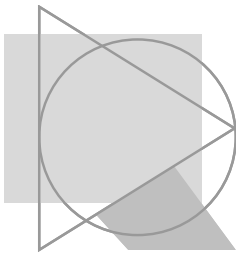
【現状と課題】

市の公共施設における今後の維持管理費が増大することが懸念されている中で、学校施設においても例外ではなく、今日まで耐震化工事や空調設備整備などを実施してきましたが、今後、各小中学校において多くの修繕が発生することが予想されます。

限られた財源のなかですべてを修繕していくことは困難であり、日常の施設管理において施設を大切に使用し、また軽微な修繕やメンテナンスは学校施設を現場で管理する立場から、行政と教職員の連携のもと実施していく必要があります。

【具体施策】

具体施策	内容	担当課
学校現場における管理意識の醸成	学校施設は公共施設であり行政が主体となって管理するものですが、日常の現場管理が重要であることから、校長会や教頭会を通じて、教職員に対する施設管理の意識の醸成を図る取組を行います。	教育総務課



参考資料

1 用語解説（※）

【あ行】

青春祭（あおはるさい）（54・70ページ）

湖南省青少年育成大会の愛称。

アセスメント（10・52・53・54・79ページ）

利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。利用者が何を求めているのか正しく知ること、そして生活全般のなかのどんな状況から生じているかを確認すること。

生きる力（17・23・25・27・31・32・33・39・40・43・46・58・59・60・70ページ）

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

池田太郎（16ページ）

知的障がい児が社会で自活できる道をめざして「信楽学園」「信楽青年寮」を開設し、現在のグループホームにあたる民間下宿を全国で初めて発足させるなど、知的障がい児・者の療育に力をそそいだ。

いじめをなくそうサミット（54ページ）

本市独自の取組として、平成23年から夏休み期間中を利用し、小中学校の教員、児童生徒、保護者が参加し開催している行事のこと。さまざまないじめの事象をテーマにしてグループ討議を行い、議論を深め、各校で「いじめをなくすための宣言文」を作成している。

糸賀一雄（16・17ページ）

「障害の早期発見、早期対応」のための乳幼児健診システムの確立に寄与すると共に、多くの指導者を養成し全国に送り出すなど、我が国の障がい者福祉の基礎づくりに多大な業績を残している。重度の障がい児であっても、人間としての生命の展開を支えることが重要であるとの理念のもとに、「この子らに世の光を」ではなく、「この子らを世の光に」と唱え、人間の新しい価値観の創造をめざした人権尊重の福祉の取り組みを展開し、その精神は、現在もなお我が国の多くの福祉関係者に受け継がれている。

インクルーシブ教育（23・31・52・53ページ）

発達に支援の必要な子どもの能力や可能性を最大限のばす教育。地域の子どもができる限りともに学ぶことに配慮しつつ、どの子も授業が分かり、学習活動に参加している実感、達成感をもちながら、生きる力をつけていけるよう配慮することが重要である。

近江学園（16ページ）

昭和21年11月創設、昭和23年4月「児童福祉法」の施行に伴い、県立の児童福祉施設となる。昭和46年9月、現在の湖南市に移転後も糸賀氏らの心は受け継がれ、知的障がいをもった子どもたちが豊かに育っていくよう支援している。

おはなし会（15・46・47ページ）

子どもを対象にストーリーテリング（語り手が物語を覚えて、聞き手に語る）や絵本の読み聞かせなどを行う集い。意義として、子どもに対して読書する素地を作る、本への興味を育てる、図書館員と子どもの関係を育てる、図書館員のストーリーテリングの訓練などが挙げられる。

【か行】

学校教育きらめきサポーター事業（60ページ）

学校に対して寄付活動や施設修繕などの支援活動を行う企業などを認証する事業のこと。

学校防災教育コーディネーター（74ページ）

学校に応じて具体的な防災教育の内容を考えたり、消防署との窓口役になり、防災教育を進める中心的な役割を担う教員のこと。

キャリア教育（25・28・31・36ページ）

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

きょういくげんき塾（26・79ページ）

本市独自の事業として平成25年度から取り組んでいる、湖南市の若手教職員の資質や授業実践力の向上を図る場。若い教職員の悩みや願いを持ち寄り、先輩教職員のサポートを受け、互いに語り合い、学び合う場をもっている。

教師力アップセミナー（79ページ）

教師の資質向上をめざして、夏季休業期間に実施している研修会のこと。

健康こなん21計画（第2次）（51ページ）

本市の特性を活かし、市民、有識者、専門家および行政職員により、これまでに行われてきた健康づくりの実績や公衆衛生活動の成果を踏まえて、健康寿命を延伸するための具体的な方策のこと。平成30年度から5年計画として、食育推進計画と一体化し、新たに取りまとめられました。

グローバル化（19ページ）

社会的あるいは経済的な関連が、これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大していること。

校務支援システム（26・80ページ）

教務系（成績処理、出欠管理、時数管理など）、保健系（健康診断票、保健室来室管理など）、学籍系（指導要録など）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。

国民スポーツ大会（64ページ）

毎年各都道府県が持ち回る方式で開催されているスポーツの祭典。2023年大会より「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に名称が変更される。2024年大会は滋賀県が開催地となり、湖南省では「剣道」が開催される。

こころの教育（43ページ）

道徳教育を含む、豊かな心情・心の育成を図る教育。

ことばの教室（8・31・52・53ページ）

ことばやコミュニケーション、学習面に課題をもつ幼児、児童生徒に対し、幼児期から学齢期終了まで、保健・福祉・医療・就労との連携を図りながら、一人ひとりに合わせた適切で継続的な教育サービスを実施する教室。

ことばの宝石箱（40ページ）

本市の児童生徒は、全国学力・学習調査の結果から読解力の落ち込みと無回答の高さが見られることから、基本的な言語力の育成に効果があると考えられる音読に活用するため、平成21年2月に発刊された湖南省版音読集。平成22年7月、平成26年3月に改訂版が発刊されている。

湖南省学力向上プロジェクト（39・40ページ）

子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育むために、湖南省内小中学校において「授業改善」「読書活動の推進」「家庭学習の充実」の3つのプログラムを組み、「学力向上プロジェクト」と称して取り組んでいる。

湖南省現職アドバンス研修（79ページ）

教員一人ひとりの授業力向上や課題意識をもった授業改善を進めるため、幅広い視野を身につける機会を提供し、実践力を高め、今後の教育活動の充実を図ることを目的とする研修。

湖南省スマホ使用3ヶ条（68ページ）

スマートフォンの正しい利用のしかたを定めたスローガン。3か条は下記のとおり。

- ①・・・個人情報流さない（犯罪防止）
- ②・・・仲間も自分も大切にできていますか？
- ③・・・ん？！送る前に内容を確認しましょう！！（いじめ防止）
- ④・・・使用時間守ります（夜10時以降は使いません）

※小学生においては使用時間は、「夜9時以降は使いません」となっています。

湖南省専門家チーム会議（53ページ）

学校教育課、発達支援室、医師、巡回相談員などの連携により、湖南省における特別支援教育全体の推進についての検討や医療に関わる事例検討などを行う。

湖南省通学路安全推進プログラム（74ページ）

関係機関によって構成された湖南省通学路安全推進会議により、平成27年2月に策定された通学路の安全確保に関する取り組みの方針。令和2年度「湖南省通学路等安全推進プログラム」に改定。

湖南省読書の魅力種まきプラン（15・31・47ページ）

子どもたちが未来を拓くために読書環境の充実をめざして平成20年3月に策定された湖南省子ども読書活動推進計画のこと。令和2年3月に第3次推進計画を策定。

湖南省の小さな詩人たち事業（40ページ）

自分の思いを詩・俳句・川柳・短歌に託すことを通じて、言語力や表現力を育成することをめざし平成20年度から行われている事業。

湖南省発達支援ITネットワーク（53・79ページ）

発達支援に必要な情報交換のために利用しているイントラネット。関係者間の連絡調整はもちろんのこと、保護者の了承のもとに、子どもの状況や指導記録を蓄積する。支援を必要とする子どもへの適切な関わり方を関係者が一緒に考え、サポートを丁寧に繋いでいくために活用している。

湖南省発達支援システム（42・53ページ）

支援の必要な子どもに対し、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携によるサービスと、個別の指導計画・個別支援移行計画による縦の連携によるサービスを提供するシステムに基づく支援である。

コミュニティ・スクール（23・25・58・59・60ページ）

平成16年9月より新しい公立学校運営の仕組みとして導入された、学校運営協議会を設置した学校のこと。保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校をつくり上げていくことをめざす仕組み。

【さ行】

さくら教室（9・37ページ）

市内小中学校に在籍する帰国・外国人児童生徒を対象に、日本で学習するために最低限必要な言語や習慣などの基礎的な知識を身につけるための日本語初期指導教室として平成19年9月に設置。

滋賀教育の日（75ページ）

滋賀の教育について考える機運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、2006年に制定された。県民をはじめとして、地域、企業、学校などがそれぞれ主体的に取り組み、互いに連携・協力して「滋賀教育の日」の趣旨の普及・啓発を図る。

自尊感情 (24・28・31・34・39・40・43・44・52・54ページ)

自己に対する評価感情で、自己自身を基本的に価値あるものとする感情。自分をかけがえのない存在であると思う気持ちであり、「生きる力の根っこ」となるもの。

就学前教育 (2・6・29・31・56ページ)

保育園、幼稚園、認定こども園などにおいて提供される小学校への就学以前の教育・保育のこと。

授業の湖南省スタイル (39・40・44・49ページ)

授業改善の指標として湖南省教育委員会が示した授業の進め方・方法のこと。思考力・判断力・表現力などを高めるため、身につけた知識・技能を活用する学習環境や言語環境を充実させたり、ともに学び合う活動を取り入れたりするなど、あらゆる教育活動において言語活動の充実を図る。

授業のポイント5 (40・49ページ)

『表現する力 (話す力・書く力)』を高める授業 (学習) づくりのための、

- ① 児童生徒が、自分の考えを持つ・出す・交流する (「湖南省スタイル」の授業を創造する)
- ② 児童生徒が、自分の立場を明確にする、その立場を選んだ理由・根拠を明確に示す
- ③ 児童生徒が、意識して伝える
- ④ 児童生徒が、条件に従って伝える
- ⑤ 児童生徒が、伝え合ったことを互いに評価しあう と、

『理解する力 (聞く力・読む力)』を高める授業 (学習) づくりのための、

- ① 児童生徒が、自分の考えを持つ・出す・交流する (「湖南省スタイル」の授業を創造する)
- ② 児童生徒が、さまざまなテキストを読む、聞く
- ③ 児童生徒が、意識して読む、聞く
- ④ 児童生徒が、初見の文章をすらすら読み理解する力を身に付ける
- ⑤ 児童生徒が、日ごろの読書習慣を身に付ける
を指す。

小1 プロブレム (21ページ)

小学校に入学したばかりの1年生が、(1) 集団行動がとれない、(2) 授業中に座ってられない、(3) 先生の話を受けない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。小学1年生における学級崩壊。

生涯学習社会 (61ページ)

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」(教育基本法第3条・生涯学習の理念より) のこと。

情報リテラシー (21ページ)

情報機器やICTネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力。

食育 (21・25・28・31・48・51・77ページ)

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より) こと。

人権教育基底プラン (23・31・45ページ)

「湖南省人権教育基本方針」「湖南省同和教育基本方針」「湖南省人権教育推進計画」をもとに学校・園における人権教育の指導内容、指導計画の共通の基盤として、さらに教育実践の手引きとして作成された。

人権教育ネット推進事業 (31・45ページ)

湖南省の学校・園では人権を中核におくべき課題も多く、その課題の克服のために、中学校区ごとに校区内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護学校が連携し、地域性を活かした特徴ある人権教育を推進していく事業。

人生100年時代 (17・19・20・25・27・31・34・35・48ページ)

健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。ロンドンのビジネススクールの教授リンダ・グラットンが著書『100年時代の人生戦略』で人生100年時代における社会生活や労働形態のあり方について鋭い分析を行い、その概念の認知を大きく広げた。

スクールカウンセラー (55・78・79ページ)

行き渋り、不登校や学校・家庭での不適応など諸問題に対応するため、心理相談にあたる。心理学、心理援助の専門知識を有する心理職の専門家。

スクール・コミュニティ (58ページ)

学校を核とした人々の結びつきや関わりのことで、より良好な学校と地域の関わり、協働関係を築こうとするもの。

スクールソーシャルワーカー (10・55・78・79ページ)

学校において、児童生徒と保護者、教職員に対しての福祉に関わる相談に従事する、福祉職の専門家。行政機関や社会資源などと学校機関との連携環境づくりや相談業務が具体的な職務内容。

スタートカリキュラム (41・56ページ)

小学校へ入学した児童が、保育園、幼稚園、認定こども園での幼児教育における、遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにするためのカリキュラムのこと。

性的マイノリティ (45ページ)

性的少数者を総称する言葉で、セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障がい者などが含まれる。

全国学力・学習状況調査 (20・34・35・39・43ページ)

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とする。

【た行】

田村一二 (16ページ)

「石山学園」「近江学園」「一麦寮」など知的障がい児・者施設を経て、障がいをもつ人たちが自給自足・生産・創作活動を行いながら共に生活し、共に暮らす「茗荷村」を設立。生涯、知的障がいのある人々と生活を共にし、だれもが水平につながりあえる社会のありようを説いた。

地域学校協働本部 (25・58・59・60ページ)

幅広い層の地域住民、団体などが参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

通級指導 (53ページ)

ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状況に応じた特別の指導を特別の場で受けま
す。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・
身心虚弱の子どもを対象にしています。

出合い・気づき・発見講座 (67ページ)

市民を対象に人権教育や啓発を行うための研修会。

点検・評価 (4ページ)

計画を効果的かつ着実に推進するため、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方に基づき、計画の進捗確認及び今後の対応策の見直しを行う。

電子図書館 (15・62・63ページ)

スマートフォン、タブレットを使って、デジタルデータで作成された出版物である電子書籍を借りたり、読んだりする仕組み。

道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 (43・44ページ)

学習指導要領の趣旨を活かした創意あふれる道徳教育を推進するため、推進校を指定して実践的な研究に取り組み、研究成果を県内全体へと普及する事業。

【は行】

ビッグデータ (17・19ページ)

数百テラ（1兆）バイトからペタ（1,000兆）バイト級の膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータには文字、数字、図表、画像、音声、動画など、様々なタイプのデータが含まれる。ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に活かそうという動きが活発化している。

非認知能力（25・39ページ）

個人の能力のうち、いわゆる「認知能力」には該当しない種類の能力の総称。学力テストや知能テスト等による指標化が難しい、性格や気質に属する能力のこと。

フッ化物洗口（50ページ）

フッ化物水溶液を用いてうがいをを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法。

ブックスタート事業（47・56ページ）

福祉部局と連携して、4か月児検診時に、絵本を介し、赤ちゃんと保護者に親子のふれあいのなかで、本の大切さを伝える事業。

ふれあい教育相談室（54・55ページ）

「湖南省教育相談室」の名称。適応指導教室として、市内の不登校を初め学校に適応することができない児童生徒を対象に、教育相談及び適応指導を実施することにより学校生活への復帰を支援する教室。

ふれあい食育教室（51ページ）

市職員が小中学校へ出向き、家庭科の学習に食育指導を盛り込み、適正な食事について子どもたちに伝える教室。

【ま行】

学びのセーフティネット（2ページ）

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情等に関わらず、学びを断念することのないよう支援すること。

めざす子どもの姿（35・41ページ）

各中学校区において設定されためざす子どもの姿は下記のとおり。

石部中学校区	自分の考えを持ち発表できる姿
甲西中学校区	根拠を伴った考えを記述できる姿
甲西北中学校区	対話により自分の考えを深める姿
日枝中学校区	自分の考えを持ち伝える姿

メディアリテラシー（21ページ）

メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

メンタルヘルス（50・52ページ）

精神衛生、心の健康を保つこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン (76ページ)

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

【ら行】

らくらく勉強会 (42ページ)

放課後や長期の休み中に、子ども自ら宿題や家庭学習をする力をつけるために、支援員の見守りにより実施する学習教室。

立腰の取組 (31・48ページ)

腰骨をいつも立てて曲げないようにすることにより、内筋を鍛え、集中力や持続力・自制心などの非認知の能力を向上させようとする取組。

【英字】

ICT (32・68・76ページ)

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

OJT (78ページ)

日常業務を通じた教育訓練。業務現場における日常的経験の積み重ねによって就業スキルを向上させること。

SNS (19・21・68ページ)

人と人とのつながりを促進・サポートする、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWEBサイト。

2 策定の経過

(1) 湖南省教育大綱策定（第3章）

● 湖南省総合教育会議

区 分	役 職 等	氏 名
【構成員】	湖南省長	谷 畑 英 吾 (議長)
	教育長	谷 口 茂 雄
	教育委員 (教育長職務代理者)	岩 城 見 一
	教育委員	森 本 ゆかり
	教育委員	伊 藤 真 昭
	教育委員	古 川 美智子
【事務局】	総合政策部 秘書広報課	
	教 育 部 教育総務課	

● 湖南省総合教育会議経緯

年月日	会 議
令和元年 8月21日 (水)	第2回 湖南省総合教育会議
令和元年 9月10日 (火)	臨時第1回 湖南省総合教育会議
令和元年 10月25日 (金)	第3回 湖南省総合教育会議

(2) 第2期湖南省教育振興基本計画策定経過 (第4章)

● 湖南省教育振興基本計画策定作業部会

区 分	役 職 等
【部会員】	学校教育課 2名
	生涯学習課 2名
	図書館 1名
【事務局】	教育総務課

● 湖南省教育振興基本計画策定作業部会経緯

年月日	会 議
令和元年7月11日(木)	第1回 湖南省教育振興基本計画策定作業部会
令和元年9月10日(火)	第2回 湖南省教育振興基本計画策定作業部会
令和元年10月9日(水)	第3回 湖南省教育振興基本計画策定作業部会
令和元年11月8日(金)	第4回 湖南省教育振興基本計画策定作業部会
令和元年12月2日(月)	第5回 湖南省教育振興基本計画策定作業部会
令和2年1月24日(金)	第6回 湖南省教育振興基本計画策定作業部会

● その他策定経緯

年月日	会 議
令和元年12月12日(木)	議会福祉教育常任委員会
令和元年12月16日(月)	総合教育会議
令和元年12月16日(月)	定例教育委員会
令和元年12月24日(火)～ 令和2年1月23日(木)	パブリックコメント [意見提案者] 2人 [意見件数] 14件
令和2年2月6日(木)	議会福祉教育常任委員会
令和2年2月14日(金)	定例教育委員会
令和2年3月6日(金)	令和2年3月議会定例会 第2期湖南省教育振興基本計画の策定について (令和2年3月6日議決)

湖南省教育振興プラン

発行者：湖南省教育委員会

〒520-3195 滋賀県湖南省石部中央一丁目1番1号

TEL：0748-77-7010

FAX：0748-77-4101

E-mail：kyouiku@city.shiga-konan.lg.jp

令和2年（2020年）4月